

「下から」のコミュニティの再構築の課題 —女性の参画による松本市蟻ヶ崎西区町会のまちづくり—

白 戸 洋

目 次

1 問題意識

- 1.1 コミュニティの再構築の背景
- 1.2 コミュニティの現代的意義と課題
- 1.3 研究の目的と枠組

2 コミュニティの再構築における批判的論点の検討

- 2.1 新しい関係性の構築の可能性
- 2.2 市民的公共性の創造の可能性
- 2.3 循環型経済の創造の可能性

3 蟻ヶ崎西区町会におけるまちづくり

- 3.1 蟻ヶ崎西区と住民の活動
- 3.2 蟻ヶ崎西区町会のまちづくりの経緯とその特徴
- 3.3 蟻ヶ崎西区町会のまちづくりとコミュニティの再構築

4 結語

5 謝辞

1 問題意識

1.1 コミュニティの再構築の背景

(1) 用語の定義

本稿においては、コミュニティを「生活の全体を共有するゆるやかな地域共同体」として定義する。コミュニティの範囲及び規模については、様々な定義がある。例えば、小笠原浩一は、地域を単に住民の生活の場としてだけでなく、助け合いのできる範囲として理解すべきであるとし、10世帯から20世帯程度のいわゆる小地域を問題発見、共助、問題提起の枠組みとして第1次の単位として規定し、さらに問題解決のためには第2次の単位として小学校区・中学校区、第3次の単位として市町村、第4次の単位として広域行政圏と展開していくとしている。¹⁾また、細内信孝は、コミュニティの基本の大きさを人口3000人～5000人、大都市で1万人程度の、徒歩や自転車で移動ができる中学校区が基本になるとしている。²⁾したがって、本稿においては、概ね小学校区ないしは中学校区の生活圏を上限として、隣組などの近隣を含むこととする。

また自治会や町内会をコミュニティとして総称する場合があるが、これらはコミュニティを構成する一部、すなわち「アソシエーション」あるいは、「コミュニティ組織」として規定する。町内会や自治会等の地縁的組織やボランティア団体、NPO等の市民活動組織等がこれに該当する。町内会・自治会などのコミュニティ組織は、土地所有に強く結びついた地縁的共同体から、町内居住者の「住縁アソシエーション」へと変化し、基本的には住民の自治の伝統を今日に伝える地域の生活組織であると考えられているが、民主主義を日本の民衆自治の伝統に則って発展させるということへの認識不足から、行政の補助機関として安易に利用されたり、政治的に保守層の選挙基盤として利用されたりした。したがって、町内会・自治会を考える上では、歴史的な経緯の中で「上から」の組織として性格が強いことを踏まえることが必要であると考えられる。したがって「コミュニティ」という概念を考えるうえで、特にその歴史的な経緯の中で、行政機構の末端組織として性格付けられた「上から」の「コミュニティ」と住民の主体的な共同体としての「下から」の「コミュニティ」の相反した概念があることに注意する必要がある。³⁾

(2) コミュニティの歴史的評価

コミュニティは、中世後期から近世初期にかけて形成され、土地・財産を管理し、惣中の平和のための掟を作り対外的な交渉力をもった地縁的共同体である惣村、惣町を起源としている。自治会や町内会などのコミュニティ組織は、明治期の中央集権化の下で、中央集権的な統治機構の一端に組み込まれ、特に戦時下においては、国家主義、軍国主義的統制の面が強化された。終戦後は、軍国主義の台頭の中で戦時体制を推進するための統制機関とみなされ、占領軍によって廃止された後、昭和27年に復活したが、高度成長による人口の流動化や生活様式の多様化を背景に解体・形骸化していった。

しかし、近代化以前のコミュニティは、自治組織として大きな役割を担っていたとされている。例えば、江戸時代におけるコミュニティについて考察している石川英輔は、もともと生産のための集団であった村は、あらゆる相互扶助を目的とした組織であり、最初か

らボランティア組織であったことを指摘している。そして、それは弱いものを助けるための強いものの集団ではなく、各々がよりよくより効率的に生きていくために、金銭を介さない主体的な相互協力、相互扶助を伝統としてきた組織であり、臨時の相互扶助である結や、恒常にそのために組織化された講はモヤイともスケとも合力とも呼ばれ、さまざま相互扶助や協力を行なったとしている。⁴⁾さらに布施＝ボランティアの精神を根底にもちながら独立精神と主義主張と結束力を持ち合わせていた村は、かつては実質的には自治組織であったとし、相互扶助や自治の基盤となっていたことを提起している。⁵⁾

また、金子郁容・松岡正剛・下河辺淳は、長野県の野沢温泉郷の野沢組の事例を研究した結果として、日本の伝統的な共同体の仕組みを、たくみに湯仲間の湯の扱いの根拠として編集し、内部に複雑な仕組みを内包した有機社会として自立を保っていると指摘している。⁶⁾すなわち、神を祀り、祭りをおこなう機関としての「座」から発生した合議機関の寄り合い、さらに年齢階層別に鞆帯をつくるために導入されている祭りの準備を担う組織であるサンヤコウに代表される「講」の仕組み、山や土地、水、温泉などを共有財として共同で開発し、維持し、利用しながら相互に労働や経済を提供しあう「結」の仕組みが機能していることに注目し、日本の伝統的な自発的な社会組織として、「結」、「講」、「座」を位置づけている。すなわち、「結」は、現在でも存続する地域コミュニティの相互援助システムであり、もともと同じ人数の労働力を同じ日数だけ互いに提供しあう短期の等量労働力の交換であり、水などの共有財の管理なども「結」によって管理されてきた。さらに「結」は、参加者それぞれの活動に対する多様性を保証して、それに多様な役割を割り当てる「フルーツバスケット」としての特性を持っている。「講」は、資金を持ち寄り、不確実性への対処として、保険や金融の先駆ともなったシステムであり、ボランタリー経済の基盤となった。「座」は、祭祀共同体から発生した合議によって共同体の経営を決定するというシステムで、これが発展して共同体全体の公的な活動を自律的に発動できる議会システムの「寄合」となった。この社会組織は、ルールとロールが固定され、所与の条件で利得の最大化という合理性にもとづく「強い論理」のみが採用されている現代の社会組織に比較して、「弱いもの達の論理」が生きており、そのためにルールやロールも柔らかく変わりやすいという特徴を持っていると指摘している。⁷⁾また、細内信孝は、長野県野沢温泉における江戸時代から続く地縁組織で、地域コミュニティにある温泉、山林、水、道路などの共有財産を管理する自治組織の野沢組が、温泉やスキー産業にも関与して経営に参画し、内発的な発展となっていることを、地域コミュニティと経済が一体化した事例として紹介している。⁸⁾

歴史的な観点からも、コミュニティとは、単に地縁的な共同体ではなく、人間の共同生活そのものであり⁹⁾、コミュニティは「生活を共にする場」であり、その場における人的なネットワークの総体としてとらえることができる。1969年の国民生活審議会調査部会編「コミュニティ～生活の場における人間性の回復」では、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」とコミュニティを定義しているが、伝統的なコミュニティについてもこのような機能が存在したと考えられるのである。¹⁰⁾

(3) コミュニティの衰退とコミュニティ政策

第二次世界大戦以前では、コミュニティは、生産及び生活の場、相互扶助の場であった近隣社会そのものであり、特に農村社会においては、農作業やむらの共同作業など生産活動において、重要な役割を果たしていた。しかしこのような重要な役割は、資本主義経済が深化していく中で、賃金労働はコミュニティの外部にあって、住民はコミュニティの外から収入を得るという生活スタイルが一般化し、コミュニティから生産の場が喪失していった。同時に、労働の対価として得られる「所得」によって、それまでコミュニティの内部、具体的には近隣社会の相互扶助で解決してきた様々な生活上のニーズを個人的に充たすことが可能となった。例えば、かつては地域の公民館や集会場でおこなった葬式も、民間の斎場を利用し、除雪や山の手入れも業者に依頼するなど、コミュニティの相互扶助から、個人の負担によるコミュニティの外部のサービスの利用へと変化してきた。さらに行行政の機能が整備されていくなかで、コミュニティが担ってきた共同作業の機能も縮小し、その結果、個々の住民は、個別化し、コミュニティはそれまでの機能を失い、コミュニティ組織である町内会・自治会も形骸化が進んだ。

しかし、このような町内会・自治会が再び見直されたのは、1990年代に深刻となつた財政問題からである。国のレベルでは1970年代から、コミュニティ政策などによってコミュニティは上からの再生が図られたものの、生活スタイルの変化がますます進む中で、現実にはコミュニティの役割はむしろ縮小された。しかし、近年の介護保険の導入や地方分権・住民参加、経済構造の変動などで、これまでの社会システムや個人の生活スタイルは大きく揺らいでいる。経済の構造的な行き詰まりの結果、これまでの生活スタイルを支えてきた個人の経済力が不安定になってきたことに加え、行政が財政面で逼迫しこまでの公共サービスを維持することが困難になったことから、再びコミュニティが脚光を浴びることとなった。

1.2 コミュニティの現代的意義と課題

(1) コミュニティの再評価

新しい社会基盤としてコミュニティに対する期待は特に近年大きくなっている。しかし、コミュニティに対する個々の住民の意識は、依然として消極的である。それは、個人主義が定着し、かつての個人の自由を制約するようなコミュニティに対しては、強い拒否感があることに加え、形骸化してきた町内会・自治会が本来の住民自治組織としての機能を十分に果たしていないことがある。例えば、行政機関が公共事業を進めるために、旧来の手法として形式的な地元合意を根拠とするが、その当事者としての町内会・自治会がしばしば使われる、あるいは選挙活動への強制的な参加など、町内会・自治会が本来の住民自治の組織としての信頼を失いかねない事態がこれまであったことなど、住民の町内会・自治会に対する評価は依然として厳しいものがある。したがって、旧来の伝統的なコミュニティを再構築して、現代的な意義を体現したコミュニティを確立することが必要である。

井上繁は、地域社会から生活を支え合うという連帶の意識が薄れてきたこと、少子高齢化によってコミュニティの担い手が減少していること、大都市ではマンションなどの隣近

所と付き合いのない人が増え住民意識も多様になる一方で、地方都市では郊外型店舗の進出でまちなかのにぎわいがなくなり市街地のコミュニティが衰退していることなど、コミュニティを意識して育成しないと崩壊する危険性を指摘している。そして特に市町村合併によって基礎自治体が拡大する傾向にあることを踏まえて、大きな自治体ほど地域の自治を行政に反映させるためにもコミュニティ活動が重要であり、コミュニティの活性化が日本再生の鍵を握っていることを提起している。¹¹⁾その上で、井上繁はコミュニティ振興の条件として、①自主性、主体性の確保、②精神的自立・経済的な自立、③生活者の視点、④行政などの協働、⑤老若男女の共同参画の5点を提起している。¹²⁾

(2) コミュニティの現代的意義

筆者は、①住民自治の回復、②生活の場の再生、③新しい公共性の創出、④共生社会の実現、⑤地域課題への取り組みを、コミュニティの必要性あるいは期待される機能として提起してきた。¹³⁾すなわち、

①住民自治の基盤としてコミュニティへの期待、すなわち住民の要求が正当に反映できる装置であり、それは開かれた自由な場としての、地域社会の連帶の再構築

②高度経済成長期における経済効率と豊かさを基準とした生産者・消費者という視点から生活者の視点へと転換、すなわち生活の共同性を重視する視点からの、生活の場としての新しいコミュニティ像の提起

③新しい公共性を創出する視点からのコミュニティの期待、すなわち公共セクター、その末端機関として住民を管理、束縛してきた地域共同体のそれぞれのあり方や相互の関係性を変革していくこと

④共生の場としてコミュニティを捉え、ともに生きていく場としてふさわしいコミュニティの模索、すなわち地域という枠組みの中で社会的に弱い人をどのように支えていくかという問題意識によるコミュニティの再構築

⑤1980年代から顕在化した高齢化や介護の問題も地域コミュニティに対する住民の関心の高まりを背景とした、地域課題への取り組みと解決する機能に関する視点であり、コミュニティが生活の共同性を軸に形成される

したがって、コミュニティを再構築して、めざすべき未来像は、「生活者の視点からその生活の場をともにする多様な人々が、共生の思想にもとづいて一人ひとりに積極的な価値を認め、お互いの利害を主体的に調整していく機能と共通の原理（新しい公共性）を備えた、自由で開放的な場」と提起される。

(3) コミュニティの再構築に関わる3つの批判的論点

コミュニティの再構築を考える上で、しばしばコミュニティに批判的な、あるいは否定的な視点から提起される論点は、第一に、伝統的な価値観による非民主的で、閉鎖的な、いわゆる「むら」社会としての性格を今なお、色濃く持っている近隣社会として、現代の多様な社会構造の中で、多様性を受容できず、関係性を構築できないとして、コミュニティを否定的に捉える論点である。

第二に、明治以降の歴史的な経験や過去のコミュニティ政策、近年の政府による地域福祉やボランティア活動の推進などに代表されるような「上からの参加」、いわゆる動員型

の参加を促進する基盤として、コミュニティを批判的に捉える論点である。

この2つの視点は、ボランティアやNPOなどの、新しい関係性によって、コミュニティの代わるものを探索する中で、議論されることが多い。

さらに第三に、戦後の高度成長によって、経済的な機能を失ったコミュニティが、現在の市場経済の下でどれだけの意義を持ちうるかという、経済的な観点からコミュニティの役割を疑問視する論点である。特に、近年コミュニティ・ビジネスなど、コミュニティにおける経済活動の可能性を探索する動きがあり、コミュニティを考える上で、現代的な論点であると考えられる。

これらの論点は、住民の中にあるコミュニティに対する不信感や拒否感の根拠ともなっている。現在、地方分権や合併問題などに各地方自治体やコミュニティは揺れているが、住民の自治の基本的な単位としてコミュニティを位置づけて、今後の住民自治や行政システムを考えるならば、依然として残るこれまでのコミュニティに対する不信感や不安感、拒否感を取り除く必要があると考えられる。

1.3 研究の目的と枠組

本稿では、以上の3つの批判的な論点をコミュニティの再構築における課題として位置付け、コミュニティにおける共生をどのように実現するかという「共生」の視点、コミュニティにおける参画をどう保障するかという「参画」の視点、コミュニティにおける経済的機能をどう高めるかという「経済」の視点から促えて、検討を行なう。

すなわち、まず3つの批判的な論点について理論的な整理を行ない、「共生」、「参画」、「経済」の3つの視点から、コミュニティの再構築の可能性や課題などについて検討する。さらに実践モデルとして、町会を基盤とした先駆的なまちづくりを進めている蟻ヶ崎西区町会の取り組みの事例をとりあげる。蟻ヶ崎西区町会ではコミュニティの再構築の実践モデルとして注目される松本地区福祉ひろば事業によるおおむね小学校区のコミュニティづくりのモデルとなったまちづくりに取り組んでいる。すなわち、社会教育を基盤として、福祉をテーマに、女性が参画し、民主的な自治システムを確立しており、本稿では、蟻ヶ崎西区町会のまちづくりを3つの視点に沿ってより具体的に考察し、コミュニティのあり方、及びそのために必要な方策やプロセスについて提起を行なう。

2 コミュニティの再構築における批判的論点の検討

2.1 新しい関係性の構築の可能性

(1) 地縁型コミュニティからの脱却と問題点

コミュニティを巡る議論の中で、旧来のコミュニティを性格づけてきた「地縁」や「血縁」をどのように捉えて行くのか、特に「地縁」や「血縁」を超えた新しいコミュニティのあり方に関する論点は、重要なテーマである。

近年、コミュニティのあり方に関して、「地縁」や「血縁」で結ばれた旧来のコミュニティの概念を地域から切り離した形で概念化しようという動きが顕著になっている。例え

ば、安岡厚子は、新しく移ってきた住民は、自治会や町内会に馴染めず、地域の中に馴れどころがなく、新しい地縁、志縁を求めてNPOの新しい助け合いに集まつくると指摘しているが¹⁴⁾、そこには、新しい形態の地域コミュニティが求められていると考えることができる。同様に、木村政希は、「地縁」で結成された町内会は、自らの居住する町内における問題について、積極的にコミットメントし、解決にむけて皆で話し合い、時には行政と直談判を行なうなどして、問題解決にむけた様々な活動を行なうという幹事役の人びとを中心として多くの地域の人を巻き込んで問題を解決していくという問題解決装置であったが、マンションなどの集合住宅の増加などによる加入者の減少や役員の輪番制による意欲の低下、事なかれ主義など、むしろ「死に体」としてなんとか生き延びているに過ぎず、新しい問題解決装置が必要であると指摘している。¹⁵⁾また、これまでの町内会組織は、サラリーマンを引退した人が中心となっており、本来生活において問題を抱えていた働き盛りのサラリーマンや育児に忙しい主婦などが参加できにくいというミスマッチがあったが、このミスマッチを埋める仕組みをつくることが必要であるとしている。¹⁶⁾

コミュニティは、コミュニティをまちづくり、産業振興、社会福祉、教育、健康などの具体的である分野に特化したサービスを行なうテーマ・コミュニティと、地理的に区切られた地域コミュニティを対象としてさまざまなサービスを提供するローカル・コミュニティの2種類に分類することができるが¹⁷⁾、テーマ型のコミュニティとして、上記のような課題について、ボランティアやNPOによって解決していくこうという議論も根強い。例えば、経済企画庁による平成12年度版の国民経済白書において、当時の堺屋太一・経済企画庁長官は、土地と水利で規定され、生産、投資、消費、治安、防災、情報、教育および福祉のすべてを規定していた集落共同体を中心とした伝統的な「地縁社会」が、戦後の経済発展の中で崩壊し、終身雇用と年功賃金体系による職場の集団に帰属する「職縁社会」が、形成されたという変化を指摘した上で、その経済システムが変化しつつある現在、「職縁社会」から、新たに人間関係の基礎要因を探る動きが出てきており、そのひとつとしてボランティア活動などによる「好縁社会」を提起している。¹⁸⁾さらに、ドイツにおけるコミュニティ・マーケットを検証した的場伸樹は、コミュニティを「コミュニティが危機に瀕していたり、存在していないところで、人々がコミュニティをつくったり、再活性化させようしたりして、あるいはそういったことと無関係に何らかの問題に取り組むうちに、活動が継続性を持ち、次第に集合的アイデンティティを形成していくという意識的・実践的プロセスとして、かつそれらが行なわれる空間のことをここではコミュニティと考えている」として、「地域」から切り離した形で空間概念として提起している。¹⁹⁾

このような論脈の中で、コミュニティを支えるシステムとして近年注目されているのが、地域NPOである。例えば、今田忠は国家が縮小した後の公共性を支えるものとして、フィランソロピーの思想に基づく社会セクターを構成するNPOとボランティアが21世紀の社会の鍵を握るとして、グローバリゼーションとは逆のローカリゼーションの推進者としてボランティア・NPOの重要性を指摘している。すなわち、1940年体制と言われる強力な中央集権体制が行なってきた、国内の所得格差是正のために地方交付税によるナショナル・ミニマムの充実・向上が、成熟社会になった今日非効率となり、地域住民にとって有益ではなく、地域の活性化には、地方自治の推進と市民によるコミュニティ再生が急務であるとしている。特に阪神大震災においてコミュニティが強固であったところは被

害が少なかったことから都市におけるコミュニティの再生の必要性が再認識された。しかし、今田忠の議論は、コミュニティの再生は、既存の町内会等の組織がコミュニティの形成につながっていないという視点から展開されており、市民がボランティとして参加できるような、特定の機能に特化した地域横断型のNPOとは区分された、地域NPOの必要性を指摘している。²⁰⁾

(2) 空間的な共通性とそれを基盤とする関係性によるコミュニティ

このように「地縁」から脱却したコミュニティの空間概念は、より自由な人間関係の構築を促すことが期待される半面、コミュニティの成立の要件でもある人間関係の忌避の危険性を孕むものである。この点について、石川英輔・田中優子は、「ボランティア」という概念における、自主的というのは、自立的という意味でも、自力的という意味でもない、心から自然に人間および人間以外の生物や環境とともに生き、本来われわれに備わっているバランス感覚によって、助けたい時に助け、助けられたい時に助けてもらえる社会であり、自分の弱さを預けられる社会であると述べ、²¹⁾人間関係だけで支えあって来た伝統的な世の中は不合理でややこしいから、社会の運営はそれぞれの専門家にまかせる方が良い、というのが近代的合理主義の発想であるとして、人間関係を忌避するコミュニティのあり方を指摘している。²²⁾

特に、江戸時代の人びとは、金銭抜きでお互いに何かを預けあってきており、もしそこにお金が介在すれば、雇用関係である。他人に何かをやってもらうことを期待するのではなく、成り行きに預け、そこに人の手がさしのべられる。またいつの間にか、自分が人を助けることもあるという、無理に「私有」や「権利・義務」という考えを教え込まれなければ、人間にとってはごく自然なバランス感覚である。しかし、助け合うためには、お互いに相手の様子がわからなくてはならない。これに対して、現代のお金を軸にして展開する「自力」で「自立」し、「孤立」して生きる生活の基本の中には、人には見せない秘密の部分、すなわち「私の勝手」ないしは「プライバシー」がある。この勝手が社会の中心となって他人の干渉を拒否するなら、大量の消費がなければ、人間が生きていけないばかりか、社会も成り立たないとしている。²³⁾

このような議論を踏まえた上で、単なる地縁とは異なる、空間的な共通性とそれを基盤とする関係性で性格づけられた「コミュニティ」の概念が提起される。このような「コミュニティ」のあり方として、斎藤純一が提起した「親密圏」という概念が、注目される。すなわち、人びとの間にある共通の問題への関心によって成立する「公共圏」に対して、親密圏は具体的な他者の生／生命への配慮／関心によって形成・維持されるとし、「親密圏」の他者は見知らぬ一般的な他者、抽象的な他者ではなく、その関係性は、間一人格（inter-personal）であり、「親密圏」の他者は身体性を備えた他者である。そして「親密圏」は家族という形態には還元されえず、具体的な他者の生／生命への配慮／関心をメディアとする「セルフ・グループ」やもっと緩やかな結びつき、例えば折に触れて訪ね合う友人達の関係や議論／雑談を楽しむために「サロン」的な関係も含まれる。自分が誰かに肯定されている、すなわち自らの存在が無視されず、自らの言葉が黙殺されない〈間〉を持ちうることが重要である。一方で、「公共圏」は、しばしば公共機能を果たすことがあり、むしろ新たに創出される「公共圏」の殆どは「親密圏」が転化する形で生まれてお

り、例えば1990年代からの直接デモクラシーの実践は、それらの多くが「対話の親密性」から発したもので、新しい価値観を公共的空間へ提起することはマジョリティとは異なる価値観を維持・再形成してきた「親密圏」から生じることが多い。同時に「親密圏」においては、支えることと繋ぎ止めること、配慮することと包み込むこと、注目を寄せることと監視することとは裏腹の関係にあり、「親密圏」が同化や抑圧の空間に転化する危険性は常に存在していることから、そこから退出する自由は制度的にも保障される必要がある。²⁴⁾

したがって、「親密圏」は、コミュニティにおける空間的な共通性を単なる物理的に捉えるのではなく、関係性に注目している点で、コミュニティの新しいあり方として有用な概念であると考えられる。

(3) 新しい関係性によるコミュニティ

「地縁」によるコミュニティの限界を認識しつつも、「親密圏」が概念化した、空間的共通性の意義を踏まえて、新しい関係性の創造によるコミュニティの再構築を提起する必要がある。この点について、井上繁は、①コミュニティを居住区域ごとに形成される地域共同体としての地縁型コミュニティ、②NPOに代表される地域の特定の問題を解決する自由意志で加入するテーマ型コミュニティ、③インターネットなどを通じた電子型コミュニティの3種類に類型化し、特に地縁型コミュニティの特徴を閉鎖・拘束的な参加による親睦中心の活動形態としており、都市型社会の到来とともに地盤沈下していることを指摘し、その上で、特定課題に深く関わる態勢になっていない地縁型コミュニティと地域代表性に欠け住民の意思決定の主体にはなりえないテーマ型コミュニティのそれぞれの限界を克服するために、両者の特質を兼ね備えた団体、つまり住民の総意に基づいて、地域の課題解決にむけた活動を行なう自治コミュニティの必要性を提起している。自治コミュニティは、一元的に統治するガバメントではなく、住民が共治するガバナンスであり、小学校区程度の範囲を想定している。²⁵⁾また、田村正勝は、個人が個人としての自覚に欠ける反面で人格全体の情緒的・感情的な絆で結ばれ温かく且つ強力な結合である「ゲマインシャフト（コミュナリズム）」と、個人が自覺的であり、独自の目的指向をもつ反面、契約によって結合され「機械的な社会」となり社会的絆が強くない「ゲゼルシャフト（アソシエーション）」の双方を止揚した社会像として、「コミュニティ」を提起している。すなわち、戦時体制下や宗教のセクトに見られるような自覺的な個人が单一目標に向かう強力な感情的結合「ムーブメント」とも区分されることを前提として、それぞれ独自の目的志向を持った自覺的な個人が、単に契約ばかりでなく、コミュニケーション的行為により感情的にも結合する、諸個人の多様性を承認しながらも、単なる契約社会的結合ではなく情緒的な強い鞄帯も含むものであるとしている。²⁶⁾さらに山極完治は、21世紀という時代性に応えた、新しい関係性を裏付けに持つ実体概念としての「ネオ・コミュニティ」として、伝統的なコミュニティに批判的でありながら、なおかつそこに含まれていた「講」や「結」といった進歩的な遺産をとりこみ、葛藤がありぶつかり合いがある中で弱さも晒し、これをも受容しあうことが可能な、地域性に根ざした「生活圏の等身性」を持つ、新しいコミュニティの必要性を指摘し、特に「小学校区、あるいは福祉事務所や保健所が配置される行政エリア」を徒步圏の自己完結性と機能性、交流性を持った基礎単位として提起してい

る。²⁷⁾また、鳥越皓之は、ボランティアやNPOなど市民の自発性に基づいて地域社会の発展・充実に寄与する部門として活動の総体に構造的な位置づけを行なった上で、その確固たる基盤をコミュニティに求めている。²⁸⁾

地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティについては、しばしば二者択一の議論が行われてきた。しかし、「ネオ・コミュニティ」や「自治コミュニティ」の概念に含まれる地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの両方の特質は、従来の自治会・町内会でもなく、ボランティア・NPOでもない、新しいコミュニティのあり方を提起している。

新しいコミュニティとは、多様性を受容し、個人が葛藤しうつかりあいながら、弱さをも晒すことができる新しい関係性を持ちつつ、自己完結性と機能性、交流性を持ちうる空間的範囲を基盤とすると提起することができる。したがって、コミュニティにおける新しい「共生」のあり方は、①暮らしや生活を基盤として、自己完結性や交流性を持ち得る、生活圏の等身性を持つ、ある一定の空間的な範囲においてコミュニティを意識すること、②その中でさまざまな多様性を許容するシステムを創造すること、③新しい関係性を構築すること、そしてそれらを通して、「親密圏」とも概念化されるコミュニティを形成することである。

2.2 市民的公共性の創造の可能性

(1) 参加型福祉社会と「上から」の参加

①コミュニティと福祉政策

コミュニティを巡る議論の中で、社会福祉における住民の参加に関する議論は、これまで中心的なテーマとなっている。コミュニティはしばしば、福祉システムの中における重要な担い手であり、受け皿として位置づけられ、コミュニティを基盤とした参加について、様々な観点から議論がなされてきた。

しかし、社会福祉における住民の参加は、限定的であり、しばしば政策的な意図に基づいた「上からの参加」であり、「上から」のコミュニティづくりとして性格づけられてきた。例えば、伊藤周平は、社会福祉における参加を、形態として①地域住民としての参加、②福祉サービスの利用者としての参加の2つに区分し、参加の目的として①自助的な活動への参加、②福祉援助活動やボランティア活動への参加、③サービスの供給、決定過程への参加、④組織的圧力活動への参加の4つに区分したうえで²⁹⁾、日本では社会福祉における参加の問題は地域住民の社会福祉援助活動やサービス供給活動への参加、もしくはボランティア活動への参加という側面から捉えられることが多く、福祉サービスの利用者の側のサービス供給過程や決定過程への参加の問題は議論されてこなかったとしている。さらにその背景として、日本の福祉政策が家族や企業福祉に大きく依存した形で展開されたために福祉サービスが貧弱で量的な拡大が優先され、参加は政策課題として先送りされたりすることを指摘している。³⁰⁾

参加型福祉社会の歴史的経緯を整理すると、①自主的な組織形成を促進する敗戦直後の生活困窮の時代における「参加」、②高度経済成長の時期の社会福祉施設の増設による「参加」の後退、③1980年代からの「日本型社会福祉社会」における福祉の担い手としての「参加」、④1990年代の「参加型福祉社会」論における「参加」として整理できる。

すなわち、敗戦直後の生活困窮の時代には生活防衛のために、同じ福祉問題を抱えるものが福祉団体を作り、自助的な活動と福祉制度の拡充を要求する運動が展開された。そこでは戦時中の翼賛体制のもとでの上からの民間慈善団体の組織化、厚生事業や感化救済事業の展開に対する反省があり、「参加」の概念は自主的な組織形成を促進する理念として捉えられていた。

しかし高度経済成長の時期に入り、社会福祉施設の増設に力点が置かれ、地域住民や利用者の参加は先送りされた。1971年に福祉はコミュニティ・ケアー中心のものへ重心を移行するべきであるという中央社会福祉審議会の答申が出されたものの、ここでもコミュニティ内の住民参加であって、在宅サービスなどの問題やそれへの参加は放置された。

また1980年代からの老親扶養等の固有の意識を有する日本に特徴的な家族の役割に依拠する「日本型社会福祉社会」が登場し、家族が福祉の担い手として捉えられたが、1980年代後半からは高齢化の進展に伴い家族に依存する福祉政策の限界が明らかになってきた。その結果、福祉サービスの有料化、市場化とボランティア活動や住民参加型の福祉供給活動への期待が高まった。

さらに1990年代に入り財政状況がさらに厳しくなるとともに経済環境の悪化から企業福祉の拡充も望めなくなったことから、「参加型福祉社会」論が提起されてきた。³¹⁾

②参加型福祉社会における「上からの参加」

参加型福祉社会における参加は、住民が主体的に参画するのではなく、あくまでも行政主体のシステムへの部分的な参加であり、いわば行政の「穴埋め」や「動員」とも表現される性格を持つものである。この点について、齊藤純一は、「残余的福祉モデル」として概念化し、批判を行っている。すなわち、福祉国家から福祉社会へという人びとのニーズに対応する空間を国家から市民社会へうつすことは、1970年代以降政府主導のもとで推進してきた「日本型福祉社会」の路線と軌を一にしている。すなわち、経済企画庁の「新7ヶ年計画」（1979年）の「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帶を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保証する」という「残余的福祉モデル」に適合するものであることを指摘している。そしてその問題点として第一に地域ケアー、家族によるケアーが女性によるケアーであり、近代家父長制のイデオロギーが如実であったこと、第二に地域の連帶やボランティアは行政の「下請け」であり、補完的な役割を果たすものであり、特にここからボランティアをしない、ボランティアを受けないという自由が狭められていくならば市民社会は動員の特徴を帯びるであること、第三に市民社会が政治性を免れた空間となり、そこでは社会的行為が評価される一方で、政治的行為が排除されてしまい、政治的自治を喪失することとして整理している。³²⁾また、伊藤周平も、参加型福祉社会の問題点として、①その前提となった「福祉国家」から「福祉社会」へという図式は、公的負担や責任を軽減するための便法として用いられてきた点、②個人の福祉ニーズのボランティアがきめ細かく柔軟に対応するか曖昧な点、③水準の低い公的サービスの代替やその不備の穴埋めとなる点、④「参加」があくまでも地域住民の福祉援助活動などへの参加であって福祉サービスの決定過程や供給過程への参加ではない点、⑤福祉改革の政策決定過程に住民の参加が制度化されていない点をあげている。³³⁾

③「下から」の参加の実践

参加型福祉社会における「上から」の参加に対して、「下から」の福祉サービスのあり方を実践を通じて提起し、自律的なコミュニティ・ケアを模索した活動としては、生活クラブ生協による参加型福祉への取り組みがあげられる。すなわち、団塊の世代が当事者になる高齢社会を想定し、弱者救済を目的とする公的機関の福祉が制約となる「新中間層」には、人としての自立や尊厳から遠い福祉システムであるという認識のもとに、1990年初頭には、「福祉は地域の中で自立を助け合う機能を創り出すこと、自分の住みなれた地域で、自分の関わりのあった人たちの中で生きて死ぬこと。老若男女、弱者、自然環境も含めて共存・共生できるコミュニティ・ケアを自前で準備しよう」（横田克巳生活クラブ生協理事長・当時）という投げかけが行なわれ、施設ケア中心の考え方から脱して、人びとができる範囲で徐々に地域の中で助け合いに関われば、いずれは自分のしたサービスが回りまわって返ってくるのであり、「助け合い」というお金で買えない価値が住民相互に移転し拡大することで公的福祉を補完し、シルバー企業に依存しないですむ「コミュニティ・オプティマム（地域に最適の生活と福祉条件）」が築かれるという仮説が提起された。³⁴⁾したがって、福祉を自立を助け合う機能として捉えること、さらにそれが身近な地域において、自ら参加して実現していくことなどから、「下から」の参画を先駆的に提起し実践した取り組みであると考えられる。

(2) 「共同体的公共性」とコミュニティ

「上から」のコミュニティづくりに対するもうひとつの主要な批判的論点は、国家による地域の統制や個人の束縛などを進める手段としてコミュニティが利用される可能性に関する点である。例えば、1990年代からアメリカにおいては、コミュニティに対しての関心が高まってきているが、その影響を受けて日本においてもコミュニティに関する議論がおこなわれている。この点について、園田恭一は、第一に、アメリカ社会での過度な個人の権利の主張や、自由主義の行き過ぎなどが、教育の荒廃、モラルの低下、犯罪の多発、少数者の抑圧などの社会問題を生じさせているという危機感を背景にした、社会的責任の自覚や「再建されるコミュニティを基盤としての、新たなる道徳的、社会的、公共的秩序の創造に人々が懸けること」を基本とした、A.エチオニに代表されるコミュニティ主義者の提唱、第二に世界の主要都市の陥っている無秩序な混乱を解決するための非営利的、社会セクターの成長による新しいコミュニティの創造というピーター・ドラッカー等による主張、そして第三にアメリカでの犯罪や非行を減少させることに成果を上げた1993年にクリントン大統領の主導のもと全国のコミュニティ・グループによって創られた国内版の平和部隊としてのAmeriCorpsの取り組みとして、アメリカにおいてのコミュニティへの関心の高まりを整理している。したがって、コミュニティが国家による地域の統制や個人の束縛などを進める手段として利用される可能性について危惧する見方も根強いと考えられる。特に最近の教育をめぐる議論においては、「公共性」を過度に強調し、ボランティア活動の学校教育における義務化などを進めようという動きがある。³⁵⁾

さらに、斎藤純一は、19世紀から1世紀にわたっては、公共性は否定的な論脈でとらえられてきたことを指摘している。すなわち、大衆社会における人々の関心が消費へと向かい、この私事化の趨勢がもはや避けられない当時の社会状況や、ナチスドイツによって公

共性が大衆動員の空間として使われたなどの現実から、公共性は脱一政治化と過一政治化という両極に拡幅し、いずれも信頼できない危険な空間として眺められてきた。その結果、人々は「大衆的忠誠」（国民的コンセンサス）を出力するだけの受動的立場に甘んじ、政治的な争点は公共の議論から巧妙に取り除かれ、正当性は審議会・諮問委員会などの擬似公共的な空間から調達され、政治的な意思決定は人々の議論の空間から乖離していく。公共性は人々の間に形成されるものではなく、人々の前で繰り広げられるものに変容してきた。³⁶⁾この点に関連して、入江幸男は、「公共」の概念を、「共同体ないしそれに関するものごと」と「すべての人に開かれた関係」の2種類に整理した上で、共同体的公共性と市民的公共性の対比を行なっている。共同体的公共性、すなわち共同体を基礎にした「公共概念」においては、「公的な」や「公共の」は「共同体(国、県、市)の」と殆んど同じ意味になり、その結果「私」が「公でないこと」という消極的な意味しか持たず、その結果、「私」を捨て「公」に同一化するという「滅私奉公」として「私」が位置づけられていいくことを指摘している。

(3) 「下から」のコミュニティづくりと「市民的公共性」

「参加型福祉社会」や「共同体的公共性」などの、コミュニティを政策的な意図や個人の統制などに関連付けて捉える概念に対して、むしろ個人の自立と参画の観点からコミュニティに新しい価値を見出そうという概念として、「ボランタリー・アクション」や「市民的公共性」などが提起されている。

小笠原浩一は、地域空洞化から生じる諸問題の解決が直ちに行政へのニーズにつながらないのは、①住民が自分の生活や生き方に何らかの支援を受ける必要が生じても、状況を自律的、理屈的に判断しそれを行政への具体的な要求として表現することの困難さ、②住民や行政が問題や状況を実感するまでに一定の時間的長さがあること、③私的問題に公的支援を引き込むことを「弱者救済」のイメージから忌避する傾向にあること、④行政サービスでは根本的に解決できない問題が拡大していることなどによるもので「ばらまき福祉」型のシビル・ミニマムの限界が露呈している一方で、市場メカニズムを通じた問題解決も収益性や投資効率に劣る地域への市場拡大がすさまないことや、コストの受益者負担を通じて地域間格差を助長するなど制約があることを踏まえて、「地域住民が自分達の問題を自分達の努力で、ともに理解し支えあいながら解決していく」というボランタリー・アクションが必要になることを指摘している。³⁷⁾この点に関して、入江幸男は、多様なボランティア活動を包み込むような「ボランティア」という概念が国家システムへの動員を阻止できるような明確な原理を見出すことは困難であり、その危険性を常に意識することの重要性を認めた上で、現代のボランティアが単に社会的な奉仕活動を行なうだけではなく、社会に向かって発言する力をつけて、市民的公共性の重要な担い手になる可能性を指摘している。³⁸⁾

また鳥越皓之は、EUの統合の動きから国家の限界をローカル化によって乗り越えようという努力がなされていることを踏まえて、行政に対する住民の参画を「地方分権の推進」とともに自発的な住民の政治・行政参加によって推進することの重要性を指摘している。すなわち、行政情報の公開を要求し、情報の受け皿となるボランティアや、重要な問題について常に公開で話し合う「住民自治協議会」などの行政参画ボランティアが不可欠である

としている。³⁹⁾

さらにこれらの議論を踏まえれば、単に行政システムの下請けや国家による動員システムではなく、社会や行政への参画や主体化を通じた自発するボランタリー・アクションが必要であり、その基盤としてコミュニティを位置づけることができる。

また、入江幸男は、「共同体的公共性」に対して、「市民的公共性」、すなわち個人を基礎にした「公共概念」を提起し、それは、①諸個人の自由（＝権利）を調整し秩序づける原理（普遍的な正義の原理）と②その原理を社会の中で決定するための討論と、③その討論を可能とする公開性（越境性）という三層から成り立っているとしている。⁴⁰⁾また、斎藤純一は、国家が公共性を独占する事態への批判的認識の拡がりの中で国家と市場経済の双方から区別される市民社会（civil society）独自の意義が強調されるようになったとして、国家が戦後社会において個人主義や私生活主義の野放図な進展によって破壊を余儀なくされてきた、「公共性」の空洞化に対抗する、あるいはグローバリズムに対抗するために近年台頭してきた「祖国のために死ぬ」覚悟を核心に含んだ市民＝公民としての「国民共同体」とは異なる「市民的公共性」として概念化し⁴¹⁾、共同体と市民的公共性の差異を以下のように整理している。⁴²⁾

- ①共同体は「外」を形象化することで「内」を形象化するが、公共性はオープンであり閉域を持たない
- ②共同体では統合にとって本質とされる価値を成員が共有することを求めるが、公共性は複数の価値や意見の間に成立する空間で互いに異質である
- ③共同体ではその成員が内面にいだく情念が統合のメディアになるとすれば、公共性においては、人びとの間にある事柄、人びとの間に生起する出来事への関心をめぐってコミュニケーションが行なわれる。公共性はアイデンティティが制覇する空間ではなく、差異を条件とする空間である
- ④一元的、排他的な帰属を求める共同体に対して、公共性は価値の複数性を条件としてアイデンティティは多義的である

市民的公共性は、開放的であり、多様性を受容し、お互いに異なることをコミュニケーションによって編集していくことが特徴であり、多様性とそれをコミュニケーションによって調整・編集していくことが重要である。したがって、コミュニティにおける新しい参画のあり方は、①個人が自立し、意識を高め、自らが主体化すること、②互いに多様性を認め、尊重すること、③そのために、調整し秩序づける基本的な共通原理、民主的に合意形成のシステムとその公開性などを内容とする、コミュニケーションの手段、あるいは調整・編集機能を持つこと、そしてそれらを通して、社会に向かって発言する力をつけて、市民的公共性を構築することである。

2.3 循環型経済の創造の可能性

(1) コミュニティの崩壊と経済システム

第二次世界大戦後の日本では、高度経済成長の大量生産・大量消費を通じて、住民はその所得や消費をコミュニティの外部に依存するようになった。辻信一は、イバン・イリイチによる定義を引用して、環境は人々がある地域に住むための基盤であり、共同空間すな

わちコモンズであり、互いにつながりあい、共同生活の場であり、経済的な基盤でもあつたが、コモンズが資源とみなされて、商品として経済市場に組み込まれると、共同体は基盤を失って瓦解し、それぞれの家庭は孤立し、水や食糧を確保する技術、廃棄物を土に還す技術、薪きや石炭などのエネルギー源を確保する技術、さまざまな防災の技術、伝統的な医療の技術など「住む技術」も失われ、人びとは消費者と化して巨大な市場＝貨幣経済のシステムへと組み込まれて、そのシステムなしには一日も生きられない依存者となり、「雨露をしのぐ」という欲求さえ、経済学的に定義されたニーズとなり、希少なものほど価値を帯びることを指摘している。⁴³⁾ すなわち、貨幣経済の浸透に伴い、コミュニティが、その経済的な機能を喪失することで、コミュニティそのものの役割が縮小してきたのである。

さらに貨幣経済の浸透が、人間関係を変化させることによって、コミュニティそのものを変質させてきたことを中村尚司は指摘している。すなわち、「もともと信用とは信頼に重なっているものであって、人間と人間との直接的な人格関係に基づいており、あって、信用を商品化し利子という価格をもつようになると、地域に生活の本拠を置く人びとの相互扶助を壊さなければならない。すなわち、信用は人間労働によって生み出される商品ではなく、人格的なつながりを切断することによってのみ、成立するのである」としている。⁴⁴⁾

すなわち、経済機能の低下は、コミュニティに於ける関係性をも変質させたといえる。したがって、コミュニティの再構築を考える上で、コミュニティの経済的な機能をいかに再生させていくかが重要な課題であると考えられる。

(2) ワーカーズ・コレクティブによるコミュニティの経済的な再生

①ワーカーズ・コレクティブの目的

コミュニティを崩壊させた経済システムに対して、コミュニティの再生を模索した経済システムの実践モデルとして考えられるのが、主に東京や神奈川などの都会の専業主婦によって様々な地域の事業を生み出してきたワーカーズ・コレクティブである。

生活クラブ生協によるワーカーズ・コレクティブは、「これまで社会的に評価されない、閉鎖的な家庭内労働に飽き足らず、社会的な場面で働きたいと願う能動的な女性達」にとって、自己の労働力を資本の指揮の下に置き人間的疎外が避けられない雇用労働や、経済的に依存せざるを得ないボランティア労働と異なり、自分の納得できる互酬的労働と経済的な自立を両方実現し、地域・社会のレベルでは、地域コミュニティの自立的発展と地域経済＝社会的経済領域を造成する意義があるとしている。⁴⁵⁾ すなわち、生活クラブ生協によって培われてきた班別予約共同購入を支える班員の協同労働（アンペイド・ワーク）をより社会化し、第一に自らの消費生活をより望ましいものにするために対して、他者に提供するモノやサービスを生産する労働であること、第二に生活クラブの組織内で専従職員のサポートによって行なわれていた労働を、働く人が自ら出資し、自らのリスク負担で相互に組織する協同労働であること、第三に品質の向上や消費財購入にかかるコストの低減という形で組合員に経済的な還元が行なわれるのに対して、対価を得て労働の産物を提供する有償労働であり、利用者への責任をともなうことの3点を通じて、コミュニティ・ワークとしてのワーカーズ・コレクティブを展開した。⁴⁶⁾

②ワーカーズ・コレクティブの意義

ワーカーズ・コレクティブは、第一にそれまで女性が担ってきた家事や介護などの、アンペイド・ワークを評価したこと、第二に参加する主体が生産や労働に対して、主体的かつ自律的に関与できるシステムを構築したことの2点について、その意義を持つと考えられる。

すなわち、第一にワーカーズ・コレクティブは、家事や介護などの女性が担う無償労働（アンペイド・ワーク）への社会的な評価をどのように行うかという取り組みとして位置づけられる。すなわち、「人びとが貯蓄に務め、保険に加入し、家族の介護に期待して少しでも不安をなだめようとする生活パターンは、日本の男性優位社会の特異な方向と言えるでしょう。その特徴は家事・介護など無償の労働（アンペイド・ワーク）を社会的に評価されないままでいる、女性の立場、高齢者の寝たきりを促し、老老介護を仕方ないものとする現実、施設整備や在宅福祉の立ち遅れを気づかないようにしてきた、お仕着せの福祉政策によります。しかしバブルが崩壊したいま、貯蓄や保険では不安が解消されず、家族だけで高齢者を介護するのは無理なことに人びとは気づき始めています。」と指摘されているように、女性の無償労働をどのように評価することができるかという試みでもある。⁴⁷⁾

家事労働、非市場労働、無償労働については、1990年以降において様々な経済学者や研究機関などにおいて数量化を含めて、評価するための研究や地域通貨などの実践的な取り組みが行なわれてきたが、重要なことは、単に「無償労働」を数量化することではなく、「女性の経済的な役割を家族、ないし家計の中に埋没させてきたこと」とともに、社会的な経済的な価値観そのものを転換していくという論脈の中で、新しい価値観として家事労働、非市場労働、無償労働を高く評価した経済観を提起していることである。また、細内信孝は、カナダのコミュニティ運動から始まった地域交換システム「レツツ」について、①中央銀行の発行する通貨が行き渡らない長期失業者、退職者、障害者などの人びとにまで行き渡る、②断片化された競争的な地域コミュニティではなく、互いに支え合う地域コミュニティをつくることができる、③よりよい質の製品が出回ることを促す、④浪費をなくし輸入のコストをへらす、⑤外部の資本に依存しない活力のある多様な地域経済を構築するという利点を整理しているが、特にその大きな特徴として、レツツ内の財やサービスの価格とフォーマルな市場での価格が異なっており、家事労働や児童保育などの「支払えない労働」が、フォーマルな市場に比較して高く支払われ、女性のエンパワーメントにつながっていることを指摘している。⁴⁸⁾別の言い方をすれば、「アンペイド・ワーク」に貨幣価値とは異なる評価を行なうことで、女性の地域における活動をより促すということである。

また第二に、ワーカーズコレクティブ・コレクティブは、そこに参加し働く意志を持つ人が、共同出資し、協同労働を組織することであり、自分達の労働を雇用労働ではなく、協同労働として、自らを組織するものであり、その特徴は、第一に意思決定にメンバーが参加できる直接民主主義と情報の共有、第二に働く場と自分が住む場が一致すること、主として同じ地域に住む生活者にとって必要な自分達にとって役に立つ「使用価値」を生産することであり、利潤を追求する「交換価値」の生産ではないこと、第四に地域の生活文化・生活技術を生かすサービスを事業化することでその伝承・発展をはかること、第五に

アマチュアである生活者の視点を大切にすること、第六に労働を自主管理すること、第七に利用者の立場に立ってサービスを提供すること、第八にサービスの対価を得て事業を継続することとしている。⁴⁹⁾

生活クラブ生協を主導しワーカーズ・コレクティブを推進してきた横田克巳は、「労働の価値を交換する場所や協同組合のエリアは、原則として、近隣社会=コミュニティであり、そこでの目的的労働によって付加価値を生み出し、交換・消費まで直接関与し、思いやる循環的行為の源泉がコミュニティ・ワーク」であるとした上で、コミュニティ・ワークによって価値を生産して、一定の通貨と交換するという固有の地域社会経済を、ワーカーズ・コレクティブが担い手になるための条件として、第一にアンペイド・ワークの問題、すなわち家事・育児を中心とした性別役割分業を解体してジェンダーフリーを実現すること、第二に男性中心の雇用契約労働の長時間労働など「疎外された労働」を排して、労働時間を短縮して自由時間の獲得ができる「自由な労働」を確立することの2点を指摘している。すなわち、コミュニティ・ワークを充実させるねらいは、アンペイド・ワークについて社会的、経済的、制度的に評価を高め、市民によるパブリックづくりとして価値あるワークに引き立てるという意味を持っていると同時に、「疎外された労働」に「自由な労働」を対置して、人間・市民の本質を取り戻すことであると提起している。⁵⁰⁾

③コミュニティとワーカーズ・コレクティブの関係性

ワーカーズ・コレクティブとコミュニティの関係性については、①地域で自分と生活者のための使用価値を生産する、②社会的・歴史的に評価されないでいる地域の相互扶助が営利企業や行政のパブリックサービスに置き換えられていく流れに抗して、そのようなコミュニティのシャドウワークに光を当てて事業化していく、③サービスの提供者と利用者が入れ替わることを考え、利用者の利用しやすいコミュニティ価格だけではなく、お金で買えない価値をも生産し提供するために、お金での決裁が不用ではあるが、一定の確実性を確保するために、とりあえずの納得できる「仮決算価格」にて交換する、④コミュニティ経済を活性化する、⑤市民主権の実質化に寄与し、「相互けん制（相手を育んで自己を規制する）」「アカウンタビリティ（説明をして同意を獲得する責任）」「ディスクローズ（情報を開示してアクセスを拓く）」というリーダーの規範を実践すると整理している。

⁵¹⁾ ただし、ワーカーズ・コレクティブは、その基盤として生活クラブ生協に代表されるように、地縁的な関係性の中で展開されるというよりもむしろ、主にテーマ的コミュニティとも性格付けられる関係性において活動を行なってきたと考えられる。しかし、ワーカーズ・コレクティブがコミュニティーの再構築における経済的機能のあり方の問題提起として意義を持つと考えられる。

さらに横田克巳は、地域社会で、お互いが家庭外の他人であるお年よりの生活ニーズに対して世話ををするという営みは、いわゆるボランティアワークとして、お互いに「ありがとう」といえるが、個別の価値移転だけでは、小さく完結してしまい、社会化の度合いが弱いとした上で、ワーカーズ・コレクティブという協同組織をつくって、福祉ニーズを調査、呼びかけて掘り起こし、自らのワーク力に質と量とを高めて、価値の実現のためにコーディネートを社会化すると提起している。⁵²⁾

(3) コミュニティ・ビジネスの模索

① コミュニティ・ビジネスの目的と定義

コミュニティにおける循環型の経済システムとして提起され、近年注目されているのが、コミュニティ・ビジネス⁵³⁾である。細内信孝は、盛んになりつつある住民自身の地域コミュニティの活動を、景気の悪化や失業者の増加の中で、「活動」のレベルから雇用を生むための一歩踏み込んだ「ビジネス」にする必要性を提起している。⁵⁴⁾すなわち、コミュニティ・ビジネスは、①個人の働きがい、生きがいを満たすことによる人間らしい暮らし、いわゆる人間性の回復、自己実現を目指すこと、②地域特有の社会問題を解決すること、③地域文化の継承・創造、④地域コミュニティに対する投資や雇用の創出を通じて、地域コミュニティの経済基盤の確立を図ることを目的として、特に「職住接近の、人間らしい働き方や暮らし方を可能にする」という働く側からの視点をも含んでいる。⁵⁵⁾

コミュニティ・ビジネスは、1980年代にイギリスのスコットランドで失業対策事業として始められた「地域コミュニティによりコントロールされ、所有される事業」のことでの、日本では英国の用語とは関係なく、ヒューマン・ルネッサンス研究所が使い始めた。定義は多様であるが、今田忠の定義によれば、コミュニティに基盤を置き社会的なニーズに応える事業体のことでの、コミュニティには、地域コミュニティとともに、テーマ・コミュニティあるいは機能コミュニティと呼ばれるような志を同じくする、あるいは活動内容を同じくする地域を超えたつながりも含めている。⁵⁶⁾また細内信孝は、「地域における社会問題の解決を求めて、地域の人々によって所有、コントロールされ、地域の資源を生かして活動する事業体である。その利益は出資者に配分されず、次の事業活動のために再投資される」「①地域特性によって千差万別であり、②地域の持つ種（シーズ）を育て、③住民に生き方や働き方など生活全般に関する主体性を手元に引き寄せ、④人間性の回復に寄与するものであり、さらには⑤衰退した地域コミュニティを再生し、⑥地域の経済と文化・風土を循環させ、⑦地域の維持発展を可能にし、⑧自立型の地域社会をつくる」と定義されている。⁵⁷⁾さらに、山田晴義は、「コミュニティ・ビジネスは、地方のコミュニティによって所有・管理され、また地域の人々のために最終的に自立した雇用を創出し、地方の発展の中心となることをめざした取引組織である。その事業活動から生じる利潤は、より多くの雇用を創出するためか、あるいは地方のサービスを供給するためか、あるいはコミュニティの利益にかかる他の計画を援助するためか、いずれかに向けられる」として、コミュニティ・ビジネスの定義を整理している。⁵⁸⁾

コミュニティ・ビジネスは、あくまでもコミュニティを基盤とした事業である。この点について、「市民活動センター神戸」の「コミュニティ・ビジネス調査報告書」においては、「例えば環境保護のように、その成果が社会全体に帰属するような、公共財の提供を目的とする活動はコミュニティ・ビジネスとして考えない」として、行政の行なう公共事業はコミュニティ・ビジネスに含めない。コミュニティ・ビジネスを、「地域内を中心に行開し（ビジネス・イン・ザ・コミュニティ）、地域の課題や福利厚生の充実に貢献し（ビジネス・フォー・ザ・コミュニティ）、地域の住民によって担われる（ビジネス・バイ・ザ・コミュニティ）事業」、すなわち「地域の課題解決や福利厚生の充実に貢献し、社会的ニーズに応える事業」として定義している。⁵⁹⁾

② コミュニティ・ビジネスの歴史と背景

コミュニティ・ビジネスが注目される背景として、既存の社会や経済のシステムが機能せず、様々な問題を顕在化させていることがあげられる。例えば、今田忠は、コミュニティ・ビジネスが注目される背景として、①個人のニーズの多様化による隙間をうめる、あるいは多文化共生社会実現のニーズを充たす役割、②自己実現を求める労働観や社会参画を求める人々の働く場としての役割を指摘している。⁶⁰⁾さらに細内信孝は、地域コミュニティの問題を考える上で、必要な議論である、①内発的な地域の発展をめざす地域開発論にひとつとして位置づける「地域開発論・活性化論」、②市民セクターのなかで、地域性やコミュニティの視点を持った事業として位置づける「市民セクター論」、③ローリスク・ローリターンという相違点を持ちながらも、新しい事業を開拓するという意味での「ベンチャー経営論」、④社会学的な「コミュニティ論」の交錯する領域としてコミュニティ・ビジネスを位置づけている。⁶¹⁾

コミュニティ・ビジネスは、もともと1980年代にイギリスのスコットランドで失業対策事業として始められた「地域コミュニティによりコントロールされ、所有される事業」のことであるが、イギリスにおけるコミュニティ・ビジネスについて細内信孝は、コミュニティ・ビジネス・スコットランドのホームページを引用し、「コミュニティ・ビジネスとは、ローカルな地域コミュニティによって所有される小さなビジネス組織であり、地域コミュニティから選出されたボランタリーな役員会によって運営される。おおむねそれは、経済的に衰退した地域コミュニティにあり、地域コミュニティで必要とされるサービスを提供すると同時に雇用と訓練の機会を提供する。他の場合には、それらは、より広い市場の中にニッチを見出すが、コミュニティ・ビジネスにおいては、雇用機会の少ない地域コミュニティの労働力を活用する。企業の利益は、分配されるのではなく、さらに雇用を生み出すために、あるいは、地域コミュニティの利益のために、地域コミュニティに再投資される。コミュニティ・ビジネスは、衰退した都市や地方の再活性化に独特の役割を果たし、新しいビジネスの創造のための機会を提供し、国家の給付に過度に依存していた地域コミュニティに『エンタープライズ文化』を導入する。そして人の、他の機関とのパートナーシップに参加する能力を高め、ユーザー・フレンドリーなイメージを持ち、他の再活性化イニシアティブに信用の置かない地域住民の信頼を得ている」として、「最終的に事業として自立できることを目標とし、地域コミュニティによってコントロールされ、所有される企業」という定義を紹介している。⁶²⁾また今田忠は、イギリスでは、コミュニティ企業とコミュニティ・ビジネスの概念を区分しており、コミュニティ企業のうち事業収益のみで経営が成り立ち、運営費について外部から支援を必要とせずに経営を継続することができる組織を指し、得られた利益はコミュニティに帰属し出資者には帰属しないものとするのが一般的であるとしている。⁶³⁾

③地域循環型経済モデルとしてのコミュニティ・ビジネス

コミュニティ・ビジネスの特徴として、細内信孝は①住民主体の地域密着のビジネス、②地域コミュニティのサイズにあった適正規模、適正利益のビジネス、③営利追求ビジネスとボランティアの中間に位置するビジネス、④行動はローカル、視野はグローバルで開放型のビジネスをあげている。すなわち、利益を地域社会に還元しつつ、お互いの顔の見える関係のもとに多様な生活者ニーズに柔軟に対応していく生活者中心の社会へと転換していく役割を担っているとしている。さらに、コミュニティ・ビジネスは、地域コミュニ

ティの問題解決に取り組む新しい地域のネットワークを形成し、「新しい社会関係」を中心となって創りだすという特徴を持っていると指摘している。⁶⁴⁾

したがってコミュニティ・ビジネスは、地域の中で資源や労働、財、サービスなどが循環し、それを通じて、地域のネットワークが構築されるという地域循環型経済モデルとして性格づけることができる。また、ビジネスという視点を持つことで、スピードがつき、継続性が生まれ、地域コミュニティの多様な人、モノ、カネ、情報を巻き込んで展開し、地域社会の信頼を得ることができる。雇用の創出や、地域の資源・技術を活用することは、地域内の人、モノ、カネ、情報を循環させ、地域内に自立的な経済基盤を築くことができ、同時に地域コミュニティが必要とされている財・サービスが供給されたり、働き手にとって働きがいや生きがいが得られ、地域に新しい社会関係と生活文化を蓄積していくことが期待できる。すなわち、コミュニティ・ビジネスは、共生を事業コンセプトとし、成果は効率や生産性ではなく、意味や意義が求められる、コミュニティづくりに欠かせない活動である。⁶⁵⁾

コミュニティ・ビジネスのモデルは、①前段階としての地域の問題を解決するための同好の士が集まった「クラブ」、②売上を上げる活動を行なう協同組合的な「コーポラティブ」、③経済体として利益をコントロールする「ビジネス・コミュニティ」として発展を遂げるが、この三者がお互いに補完して行政の支援を受けながら、生活者のニーズとビジネスを結び付けていくことが提起してされている。コミュニティ・ビジネスをひとつの事業主体を単体としてとりあげるのではなく、地域社会の中の多様な「新しい社会関係」の中に位置づけていく必要がある。⁶⁶⁾

したがって、コミュニティ・ビジネスは、コミュニティにおける公益性と、事業の安定性、継続性を保障する手段としてのビジネスをその特徴として、コミュニティにおける循環型経済システム再生させるものであり、コミュニティの再構築を促す可能性を持つと期待できる。

ワーカーズ・コレクティブやコミュニティ・ビジネスは、コミュニティにおける「経済システム」を見直し、外部に依存した経済効率にもとづくこれまでの経済活動に対するオルタナティブとして、提起されたものである。したがって、コミュニティにおける新しい経済のあり方は、①女性のアンペイド・ワークの評価など経済的な価値観を転換すること、②労働形態など生活スタイルを転換すること、③コミュニティ・ビジネスのようにコミュニティの課題、例えば、住民の福祉のニーズという消費の課題であり、働く場のニーズという生産の課題などの生活の場に関わる問題をコミュニティが自立して解決すること、それらを通して、コミュニティを基盤とした新しい循環型経済を構築することである。

3 蟻ヶ崎西区町会におけるまちづくり⁶⁷⁾

3.1 蟻ヶ崎西区と住民の活動

(1) 蟻ヶ崎西区の概要

蟻ヶ崎西区は、松本市の北西の標高650mから1,100mの丘陵地にあり、松本市中心市

街地に隣接する住宅地である。戦後急速に宅地化が進み、半世紀の間に人口は10倍となって、現在は、約800世帯、人口2,000人の松本市の中では大規模な単位町会となっている。アパート、マンションの流動世帯と定住世帯がほぼ半々であり、高齢化も急速に進み、高齢化率は約22%に達し、高齢者世帯や独居世帯なども増加して、地域福祉が近年大きな課題になってきた。

蟻ヶ崎西区は、地理的な好条件を反映した文教地区でもあり、幼稚園が2園、小学校と中学校が各1校、高校が2校あり、また観光施設としても有名な重要文化財旧開智学校や義民塚などの史跡、神社、仏閣など、様々な施設や文化財が点在している。また公共施設としては、松本市北部公民館、松本市中央図書館、松本市葬祭センター、城山配水池などがある。なお一般的には、現在、蟻ヶ崎東区（2,3丁目）、西区（1,4丁目）、北区（5,6丁目）に区分される一帯を「蟻ヶ崎」として呼称している。

蟻ヶ崎西区は、江戸時代においては、蟻ヶ崎村に属し、その一部を構成していた。1855年の記録によれば、松本藩領筑摩郡庄内組に属し、石高674石、家数100、人口422名とされている。明治期になり、廃藩置県により松本藩は、松本県を経て、筑摩県となつたが、1975年に近隣の村と合併し、深志村へと再編された。その後1881年に、分村して再び蟻ヶ崎村になったが、1889年の市町村制施行で松本町に編入し、1907年には松本市制施行に伴い、松本市蟻ヶ崎となった。

大正期には、蟻ヶ崎地区は、蟻ヶ崎西村、蟻ヶ崎東村（11戸）、上手村（17戸）に分かれており、蟻ヶ崎西村は20戸程度で、農業で生計を立てていた。養蚕が中心で、大麦、小麦、大豆、小豆、粟、黍などの雑穀と、馬鈴薯、葱、南瓜、漬菜、大根などの野菜の生産が行なわれていた。当時、村にはそれぞれ神風講という相互扶助システムがあったとされている。

（2）町会の組織と活動

①町会の組織

蟻ヶ崎西区町会は、蟻ヶ崎西区に在住する住民をもって組織し、会員相互の親睦をはかり、町内の発展を期することを目的とした、民主的団体として活動すると規定されている。町会については、1914年に、松本市を114地区に区画して区長が置かれたことに伴い、蟻ヶ崎の町会が設立された。さらに、昭和3年には蟻ヶ崎が西と東に分かれていたことが記録されており、記録によれば昭和22年に蟻ヶ崎西町会があったことが確認されている。その後、戦後50年間において、町会長は現職を含めて4名にとどまっているなど、昭和50年までは、町会の状況や町会組織に大きな変化がなかったが、その後町づくりの進展に伴い、必要に応じた組織の改編が行われてきた。

現在の組織は、図1に示す通りであるが、地区全体を約100戸ずつ8つの地区に分割し、地区長を置いている。さらに戸程度の隣組（平成12年度現在で72隣組）に分かれ、各隣組には隣組長が置かれている。町会の役員は、町会長、副町会長（4名）、総務部長、同副部長、会計部長、同副部長、衛生部長、同副部長、防災部長、公民館管理部長、福祉グループ代表、保健補導員（現在は健康づくり推進員）代表、地区長（8名）、会計監査（2名）、公民館長、副公民館長（2名）、公民館主事、体育部長、女性部長、文化部長、育成部長によって構成されている。（平成13年度）役員の任期は2年であり、その選

図1 蟻ヶ崎西区町会組織図

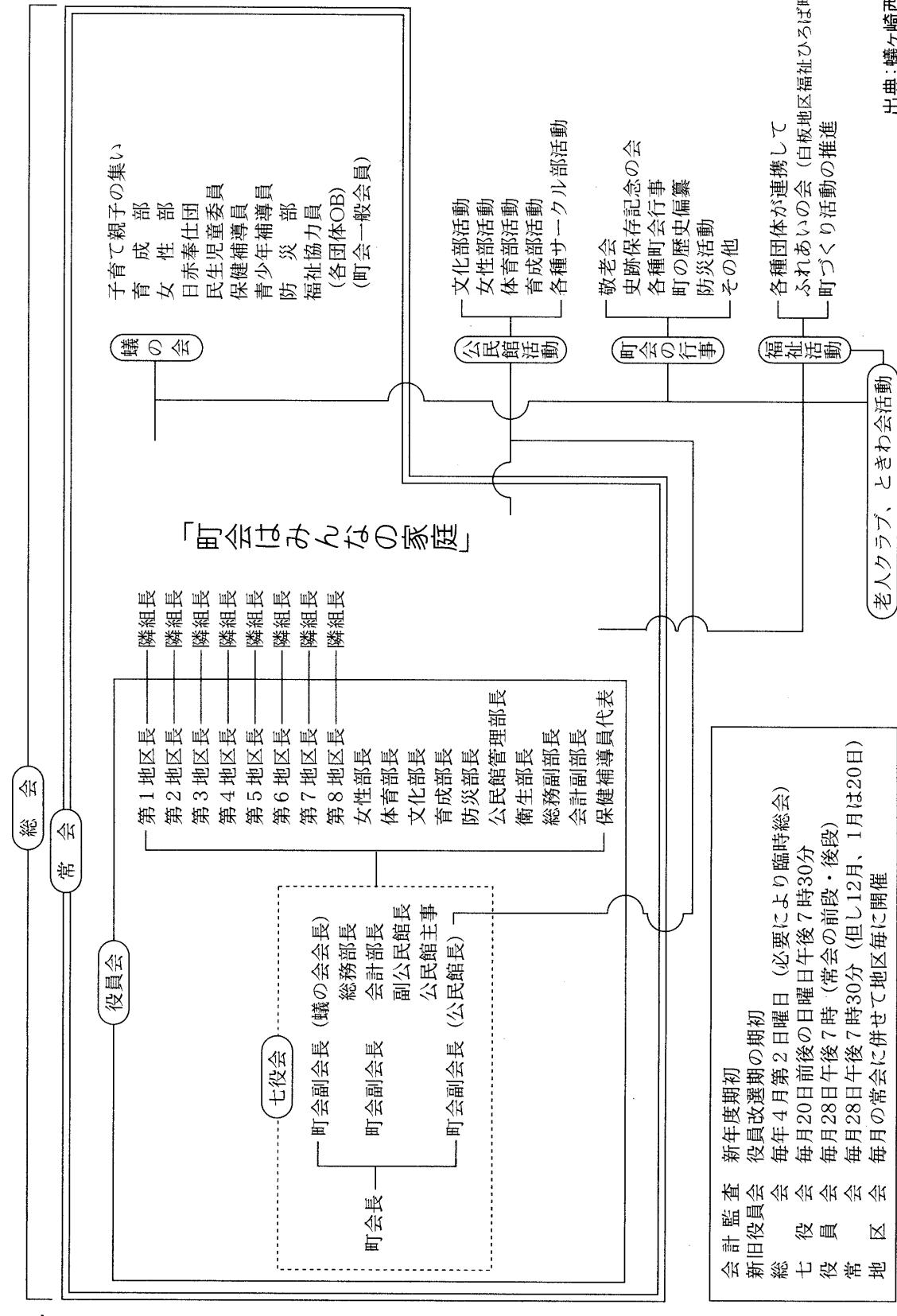
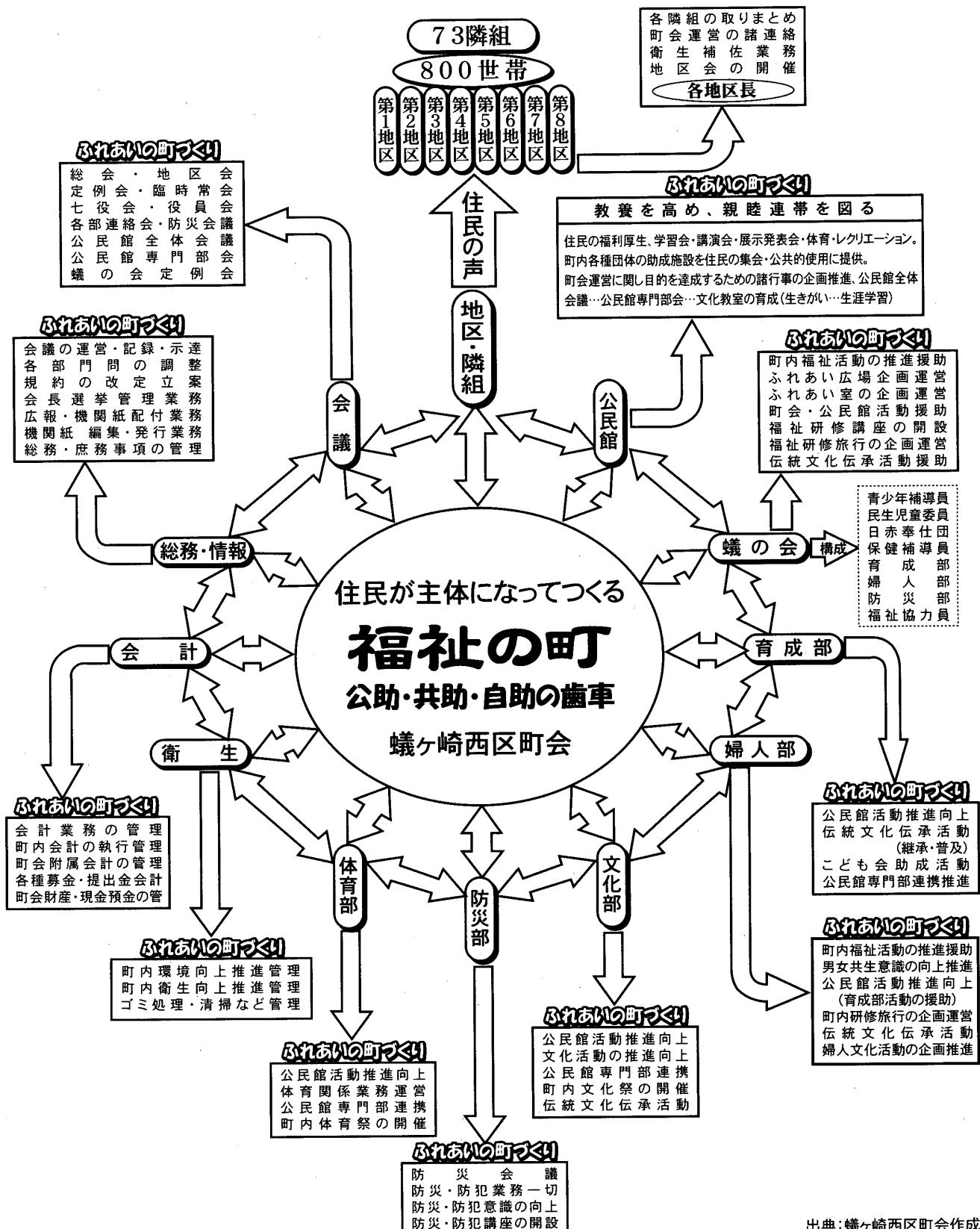


図2 蟻ヶ崎西区町会の運営図



出典:蟻ヶ崎西区町会作成

出について、役員会は、各地区より3名を選出して組織し、会長は選挙にて公選される。会計監査は、役員会において推薦され、総会で承認を得る。また防災部員は各地区より1名ずつ選出する。その他の役員は役員や一般より会長が推薦し、総会で報告、承認を得る。また、地区長は各地区より推薦選出する。なお、副会長のうち2名は、公民館長と福祉グループ蟻の会の代表が兼務する。また、公民館長、副公民館長、公民館主事、体育部長、女性部長、文化部長、育成部長は、町会の役員として、公民館活動を行う。

規約において、規定された機関は、総会、定例常会、役員会であり、総会は毎年4月に開催される定期総会と必要に応じて開催される臨時総会があり、規約の設定や改廃、事業計画及び予算、町会費の賦課または徴収法の改正、役員会において総会の議決を必要と認めた事項について議決を行う、町会の最高意思決定機関である。定例常会は、毎月28日に隣組長以上が全員参加して行われ、定例常会の前後に定例役員会が、定例常会の後に地区毎の地区長と隣組長が参加する地区会が開催される。その他の定期的な会合は、定例執行部会（毎月第3日曜日）、蟻の会定例会（毎月第1木曜日）や各団体の会合などがある。

町会の組織は、福祉グループ代表と公民館長が副会長を兼務すること、町会内に町会公民館が設けられていること、公民館の管理は公民館役員とは別に公民館管理部長がいることなどが特徴的である。

なお、独自性によって運営されるものの、町会運営に参画し、会長の諮問に応じて意見を述べるとされる町会諸団体には、老人クラブ、交通安全協会今町支部蟻ヶ崎西分会、蟻ヶ崎西区防災部、北部防犯協会第6ブロック、日赤奉仕団蟻ヶ崎西分団、健康づくり推進員会、社会福祉協議会白板地区蟻西会、蟻の会が、位置づけられている。福祉グループ蟻の会は、民生児童委員、青少年補導員、日赤奉仕団、健康づくり推進員、育成部、女性部、防災部、子育ての会、福祉協力員によって構成される。図2に町会の運営図を示す。

②町会の活動

町会の主要な活動としては、ふれあい活動、敬老会、文化祭、体育祭の3大行事、住みよい明るい町づくり事業、子どもの伝承行事、情報誌の発行などであるが、表1に年間スケジュールを示す。主な内容は以下の通りである。

1) ふれあい活動

ふれあい活動は、友愛訪問やふれあい室の開設などを中心とした、高齢者や子どもなどを広く対象とした事業で、公民館活動やクラブ活動との連携によって行われており、また松本市の地区単位の地域福祉の拠点である白板地区福祉ひろばとの連携も行っている。さらに地区・隣組のふれあい会など、きめ細かく活動を展開している。主な活動は以下の通りである。

- ア 一人暮らしの高齢者、夫婦ふたりの高齢者世帯を対象にした食事サービスである
ふれあい会食会と友愛訪問
- イ おやき、山菜おこわ、季節の漬け物などの地域に伝わる食文化を生かして栄養の
バランス等を考慮した料理講習会
- ウ 福祉健康講座
- エ 介護講座
- オ 先進地視察研修
- カ 住民座談会

表1 蟻ヶ崎西区町会の年間スケジュール（平成13年度）

月	町会の活動	公民館の活動			育成部 育成部指導者
		体育部	文化部	女性部	
4	会計監査・みどりの募金				交通安全街頭指導
5	定期総会 北部防犯協会総会	自板地区野球大会		ふれあい研修旅行	
6	史跡保存記念法要	ウォーキング		料理講習会・講演会	
7	大門沢川清掃・ふれあい会食 塩竈神社例大祭	自板地区体育祭			夏休みラジオ体操 大門沢川マスマッチング大会
8	夏期防犯パトロール				青山様・ほんぽん 児童会指導者研修会
9	防災の日訓練・敬老会				
10	大門沢川、鬼沢川清掃 赤い羽募金	体育祭・市民体育祭			焼き芋大会
11	秋の火災予防パトロール		文化祭		
12	町会防災部長会議 歳末防災パトロール 蟻の会研修旅行				三九郎・ものづくり 世代交流やしまづくり
1					
2	役員改選 防犯指導員研修会				
3	春の火災予防パトロール 世代間交流カレーパーティ				
その他の定例常会・地区会(毎月)	定例執行部会・役員会 定例例会・地区会(毎月) その他の定例会・配食会・友愛訪問 早朝地区一斉清掃	定例部会(毎月第二火) 常設展示 楽々写真教室	ふれあい室(毎週2回)	廃品回収(年3回) ボスターづくり	

出典：蟻ヶ崎西区町会「町の歴史を辿る」2001年・町会だより「ありにし」より作成

- キ 防災活動
 - ク 世代間の交流と伝承行事（遊びと会食など高齢者と子どもの交流会、夏休みラジオ体操の会、やっしょまづくり、繭玉づくり）
 - 2) 3大行事（敬老会、文化祭、体育祭）
 - 3) 住みよい明るいまちづくり事業
 - ア 町の環境美化 毎月第一日曜日早朝地区一斉清掃、地区単位で環境不整備事項の吸い上げ整備
 - イ 地域防災会の設置 防犯・防災・交通安全の啓発、冬期・夏期夜間パトロール、講習会・講演会
 - ウ 福祉110番窓口の設置 雪かき、アメシロ駆除
 - 4) 町の子ども伝承行事（青山様、ぼんぼん、三九郎など）
 - 5) 史跡保存法要の会（町の歴史をめぐる小冊子の編集）
- ③町会の財政
- 蟻ヶ崎西区町会の収支は、平成12年度の決算では、収支規模が6,069千円で、収入では約6割（3,509千円）が町会費によるもので、市の助成金と委託事業は362千円となっている。支出では、公民館事業費（975千円）が最も多く、負担金、敬老会経費などが主な支出項目となっている。
- 町会費は、持ち家のもの月400円、その他のもの月300円、学生は月200円とし、町会に新築して転入あるいは新規開店する者に限り、公民館維持費として30,000円以上の寄付を仰ぐとしている。

（3）まちづくりの基本理念

蟻ヶ崎西区町会の町づくりの基本理念は、①「住民が主役」、②「地縁大家族主義」、③「新しい福祉観の提起」が主要な柱となっている。

第一の「住民が主役」とは、町会は行政の末端組織ではなく、住民一人ひとりが主役となって、身近な地域社会を担う責任と義務を自覚し、住み慣れた地域の中で健康で豊かな人生をまとうできる「ふれあいの町づくり」を住民が主役となって目指すことであり、住民自治とその意識を高めていくことである。「『そんな町や、社会をだれか創ってくれないかナーバー』と思いませんか。創る主役は一体誰なのでしょうか」とあるように、住民の自覚と主体化が重視されている。

第二の「地縁大家族主義」とは、町会を家庭の延長線上にあるものと捉え、家庭の基盤を拡大し、お互いにみんなが幸せになるにはどうすればよいかを考える共助の場として町会を性格づけるということである。すなわち、人と人の関わり方が変化し、個の尊重、プライバシーの尊重が過度に重視され、度を過ぎた個人生活への不介入が、近隣との温かな付き合い、支え合いを見失わせる傾向になっている一方で、少子高齢化、核家族化による家族の扶養機能の低下などによって、地域における支え合いを展開する必要性が高まっている矛盾を踏まえ、「血縁」で結ばれた家族関係に加えて、地域の縁で結ばれた「地」「知」縁を大切にしていくという新しい家族のあり方や家庭の機能を持った町会のあり方を提起している。住み慣れた家で、町で、心を許して話し合える仲間の人垣に囲まれて、健康で人生のフィナーレを迎えることができるよう、地域の中に豊かな人間関係を築い

ていくことである。さらに、そのためには、町会が学習と実践の場として、自己変革や精神修養が求められるとしている。

第三の「新しい福祉観の提起」とは、福祉をお恵みや与えられるもの、特別なものとして捉えるのではなく、「日々の暮らしの質を高め合いながら、幸せを分かち合うもの」として、日常の暮らしの中から生活の質を高めていくことを新しい福祉観として提起している。

すなわち、福祉とは、日々の暮らしの中で、主体的に創るものであり、共につくる生活そのものという全体的な概念である。平成9年12月には、これらの理念を「福祉のまちづくり宣言」としてまとめ、次のような宣言を行った。

「蟻ヶ崎西区町会は、私たちの家庭です。道路は家の廊下で、各家はそれぞれの部屋です。『ふれあい広場』は、みんなの居間です。ひとりひとりが主役で、お互いに自己を高めあいます。思いやりと優しい心を育て、支えあいの輪を広げます。人権と平等を大切にしながら。誰もが、安心して暮らせる住みよい町づくり、誇れる町づくりを目指します」

これらの理念を実現する基盤として、質の高い住民自治を実現する民主的な町会運営が、展開されている。

3.2 蟻ヶ崎西区町会のまちづくりの経緯とその特徴

蟻ヶ崎西区町会のまちづくりは、昭和59年に、休止状態であった女性の活動が、公民館婦人部として再開され、公民館活動や福祉に関わる取り組みを行ないながら、時間をかけて地域づくりを展開してきたという歴史もある。したがって、蟻ヶ崎西区町会のまちづくりの特徴としては、第一に女性が参画したまちづくり、第二に公民館活動と町づくりの連携、第三にコミュニティ福祉への取り組みの3点に整理することができる。

(1) 女性の参画によるまちづくり

蟻ヶ崎西区町会におけるまちづくりは、女性が参画して進めてきたまちづくりである。表2は、役員の総数に占める女性の役員の比率を、町会役員、公民館役員、各種団体役員に分類して、昭和39年より時系列でその推移を示しているが、町会役員、公民館役員、各種団体役員の合計（役員合計）における女性の役員の比率の推移をみると、経年的に着実に増加していることがわかる。各種団体や公民館活動において、着実に、継続的に女性の参画が拡大し、福祉活動などの町会活動の変化や女性の町会長の誕生を背景に、平成に入ると、急激に比率を拡大している。

特に、昭和59年に公民館が活動を再開すると、公民館の活動の担い手として婦人会活動が復活したことを背景に、役員合計における比率も増加した。さらに平成2年には、婦人部長が町会の役員に選任され、女性登用の機運が高まり、平成3年には蟻の会が活動を開始して、町会運営に参画したことから、役員合計における比率は2割近くに上がった。さらに、平成6年に女性副会長が町会長の代行を経て、町会長に就任すると、受け身的な参加から主体的に女性が参画する段階に入り、町会役員における比率も25%を超え、公民館役員、各種団体役員をあわせた役員合計における比率では、5割を超えるようになった。平成12年度において、町会役員の31名中17名(55%)、公民館役員の35名中25名

表2 蟻ヶ崎西区町会における役員と女性の参画

	町会役員			公民館・専門部委員			町内各種団体役員			合計		
	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率
昭和39年	15	0	0%									
昭和40年	15	0	0%									
昭和41年	15	0	0%									
昭和42年	16	0	0%									
昭和43年	16	0	0%									
昭和44年	n. a	n. a	n. a				10	2	20%			
昭和45年	n. a	n. a	n. a									
昭和46年	16	0	0%									
昭和47年	16	0	0%									
昭和48年	18	0	0%				6	2	33%	24	2	8%
昭和49年	18	0	0%				5	2	40%	23	2	9%
昭和50年	18	0	0%				6	2	33%	24	2	8%
昭和51年	18	0	0%				7	2	29%	25	2	8%
昭和52年	19	0	0%				7	3	43%	26	3	12%
昭和53年	19	0	0%				7	3	43%	26	3	12%
昭和54年	19	0	0%				7	3	43%	26	3	12%
昭和55年	19	0	0%				7	3	43%	26	3	12%
昭和56年	20	0	0%				8	3	38%	28	3	11%
昭和57年	21	0	0%				11	6	55%	32	6	19%
昭和58年	21	0	0%				11	6	55%	32	6	19%
昭和59年	22	0	0%	24	12	50%	21	8	38%	67	20	30%
昭和60年	22	0	0%	24	13	54%	26	14	54%	72	27	38%
昭和61年	22	0	0%	26	14	54%	29	15	52%	77	29	38%
昭和62年	21	0	0%	32	16	50%	31	17	55%	84	33	39%
昭和63年	21	0	0%	28	16	57%	31	17	55%	80	33	41%
平成元年	21	0	0%	28	15	54%	29	15	52%	78	30	38%
平成2年	21	1	5%	27	15	56%	30	17	57%	78	33	42%
平成3年	27	4	15%	30	17	57%	31	17	55%	88	38	43%
平成4年	27	4	15%	30	18	60%	39	19	49%	96	41	43%
平成5年	27	5	19%	29	17	59%	37	20	54%	93	42	45%
平成6年	27	5	19%	30	18	60%	37	20	54%	94	43	46%
平成7年	32	8	25%	28	17	61%	35	21	60%	95	46	48%
平成8年	32	8	25%	34	20	59%	77	45	58%	143	73	51%
平成9年	31	11	35%	34	22	65%	92	56	61%	157	89	57%
平成10年	31	10	32%	33	23	70%	102	61	60%	166	94	57%
平成11年	31	10	32%	34	23	68%	100	63	63%	165	96	58%
平成12年	31	17	55%	35	25	71%	100	62	62%	166	104	63%
平成13年	34	14	41%	63	34	54%						

出典：蟻ヶ崎西区町会「町の歴史を辿る」2001年・町会だより「ありにし」より作成

(71%)、各種団体役員の100名中62名（62%）、役員の合計では、166名中104名と約63%の役員を女性が担っている。

女性の参画の歴史を整理すると、以下のように要約することができる。表3は、昭和59年以降の町会のあゆみを、女性の活動と福祉への取り組みを中心に整理したものである。

①活動の休止

昭和20～40年代は、任意団体の「婦人会」として、物資の斡旋、バザーの開催による資金で自主的な文化活動を展開していたが、会員の低下、活動への多様な考え方、役員のなり手がないなどの理由で、昭和40年以降活動は停止していた。

②学習と実践の積み重ね

昭和59年に公民館の活動の担い手として婦人会活動が復活し、公民館での学習が始まる。その中で、昭和60年に松本市中央公民館の社会教育ボランティア講座を受講した婦人部員が、リーダーになって、町会の婦人活動を通じて身近な町会の福祉づくりを開始する。また、昭和61年には、各地区から1名の部員によって、女性の組織が、公民館婦人部として再出発し、親睦旅行、クラブ活動（ストレッチ体操、編み物）など、仲間づくりのボランティア活動を行なった。特にストレッチ体操は婦人の活動の推進役を果たした。また、昭和61年からの4年間は、育成部、民生委員、保健補導員、日赤奉仕団などを婦人部が横につなぎ、活動の中心に福祉を置く活動に取り組んだ。

③主体的な町づくりへの参画

旧来の体質を温存する町会において多くの課題に直面し、女性が町会の活動の働き手としてとどまり、意思決定に参画していない現状に、「婦人部が町会の役員になっていないのはおかしい」という意見が顕在化し、平成2年に婦人部長が町会役員となり、女性の町会への参画の第一歩となる。また、平成3年には、育成部、民生委員、保健補導員、日赤奉仕団、婦人部、福祉協力部の7団体の連携によって結成され、蟻の会の活動が、開始される。また、「福祉グループ蟻の会」として町会に正式に位置づけられ、会長は町会副会長となり、町会ぐるみの福祉活動へ進展するとともに、女性はただ働くだけではなく、町会運営に参画することになった。

④女性町会長の誕生と福祉のまちづくり

平成6年に、女性の副会長が町会長の代行となり、その後女性町会長が誕生した。このことで、受け身的な参加から主体的に女性が参画する段階に入り、平成7年には、公民館新設に伴い、「ふれあい室」が設置され、福祉事業が町会に位置づけられる。さらに、平成9年には、「福祉の町づくり宣言」を行った。

⑤新しいまちづくりと男女共同参画

平成10年からは、婦人部は女性部となり、女性の参画から、男性とともに協働する男女共同参画が図られる。福祉の町づくりにおいては、子育て支援の「蟻の子アント」、有償相互扶助システムとして「あ・うんの会」などが開始された。また、女性有志の弁当づくりが発展して、給食・配食サービスのコミュニティ・ビジネスの模索が始まる。

蟻ヶ崎西区町会における女性たちの参画は、「そんな町をつくりたいと、今まで町会の片隅にいた女性たちが目覚め、『この指トーマレ』と、勇気ある一步を踏み出した。その輪はだんだんに広がり、10数年のまちづくり活動を経て、『気がつけば、女性町会長』が誕生していた。『この町なら私、もう少し一人で暮らしていくぞうだわ』と、一人暮ら

表3 蟻ヶ崎西区町会の歩み

町会の出来事	女性の活動	福祉への取り組み
昭和59年	婦人会活動が復活 市ボランティア講座に参加	町会の福祉づくりを開始
昭和60年		
昭和61年	公民館婦人再出発	
昭和62年		
平成元年		
平成2年	町会だよりを隣組回覧として発行 葬祭ヤンター増改築計画提示され る	婦人部長が町会役員に就任 蟻の会会長が町会副会長就任
平成3年	公民館建設を市へ要望	福社群の誕生
平成4年	町会だよりを個別配布開始	
平成5年	町会長途中退任・公民館建設問題	
平成6年	町会公民館竣工	女性町会長の誕生
平成7年	蟻の会と防災部が連携・各サークル活発化	女性町会長再選
平成8年	町会公会と選挙	町会が家庭の機能を持つ活動
平成9年	地区会の活動化	蟻の会代表が町会役員に男性参加
平成10年	町会長選挙	ふれあい室開設・蟻の会に男性参加
平成11年	地区会長選挙	福祉のまちづくり宣言
平成12年	手作り弁当の配食	福祉110番の設置・子育て支援開始
平成13年	町史出版・防災危機管理と福祉の連携 コミュニティ・ビジネスの模索	町内の医師が公民館長就任
平成14年	出典：蟻ヶ崎西区町会「町の歴史を辿る」2001年・町会だより「ありにし」より作成	ふれあい室と地区福祉ひろば連携 あ・うんの会発足 防災危機管理と福祉の町づくりの連携

しの高齢者の方がそれとなくつぶやいた。おもいっきり大きい声で笑い合える町。富士山を逆さにしたような形の住民主体の町」、「町会の婦人部活動を通して学習と実践を繰り返し、人づくり輪づくりを拡げ『協働』による活動を展開し、その中から同じ目的を持つ仲間を増やしていきました。十数年にわたる女性たちの暮らしに根付いたきめ細かな活動は、やがて古い体質や慣習を破り、住民の理解につながり男女共生の福祉のまちづくりに向けて理解が深まっていきました」などに表現されているように、徐々に実践活動を通じて拡がってきたと性格づけることができる。

(2) 公民館活動と町づくりの連携

蟻ヶ崎西区町会のまちづくりの経緯において、公民館活動の果たす役割が大きいことも特徴としてあげることができる。歴史的にみると、昭和20年代後半から町会婦人部の主唱による公民館活動の先駆けとなる、敬老会、親睦旅行、普通選挙運動などの各種啓発活動、読書会など勉強会を行い、町会の行事としても西区大運動会、夏休みラジオ体操等を行なっていた。さらに、転入者が増え300戸程度になった昭和37年には、女性からの声がきっかけになって、公民館建設がおこなわれた。しかし、その後役員のなり手の不足などから、活動は停滞していた。

町会公民館が本格的な活動を行なうようになったのは、昭和59年度に町会の議決を経て公民館活動が町会の中に位置づけられてからである。特に、平成3年からの新公民館建設に関わる取り組みは、公民館活動がまちづくりの中核に位置付けられるきっかけとなつた。すなわち、昭和54年松本市葬祭センターを迷惑施設として、町会と行政が対立し、移転問題などを含めた住民運動が、もう一步というところで行政の力で保障も充分でないままに一夜にして挫折したが、平成3年に松本市より、葬祭センターの増改築が提示され、その代償として公民館の新設が住民から要望として出された。しかし、建設予定地を巡って、町会内で対立が起き、町長も心労から倒れ、町会の機能にも支障が生じた。このような状況の中で町会は、当初案を白紙撤回し、行政と交渉を進めながら、新公民館の建設を実現した。建設には、独自に拠出した財源を使って、駐車場やスロープ、障害者用のトイレを整備するなどの自発的な発案があり、寄付運動が盛り上がり、1週間で2000万円を超える寄付が集まった。この公民館建設の取り組みのまちづくりにおける意味について、蟻ヶ崎西区町会の「町の歴史を辿る」では、①この活動の推進力になったのは、女性の力があり、住民総参加意識につながった、②「寄付なんかをしたら大変なことになる」という危惧は自分達で協力して建てたという喜びに変わる、③迷惑施設の代償に行政に要求するという意識も共助の意識に変わる、④行政との関係も改善される、⑤住民自治を育むことをあげて、公民館建設が住民の意識の変革のきっかけとなり、その後のまちづくりに大きな影響を与えたとして評価している。

現在、公民館は、町会に位置づけられ、公民館長、副公民館長、公民館主事、体育部長、女性部長、文化部長、育成部長によって、運営が行なわれている。専門部として、体育部、女性部、文化部、育成部などがあり、町会と連携して事業を実施している。

公民館の事業とともに公民館活動の中心となっているのは、サークル活動であり、カラオケ同好会、マレットゴルフ、ワープロクラブ、絵画クラブ、大正琴クラブ、唱歌クラブ、編み物クラブ、料理クラブなどが月2回から週2回の活動を行なっている。

蟻ヶ崎西区公民館の特徴は、第一に公民館活動が、町会の中の事業として位置づけられていることである。したがって、公民館の活動は、町会と一体化した活動であり、例えば、平成3年から町会公民館の中に位置づけられて活発に活動を行なっている育成部は、他地区では小学校のPTAの校外指導部として位置づけられ、父兄のみが活動しており、地域とのつながりが小さい場合が多いが、蟻ヶ崎西区町会では、子どもを持つ父兄だけではなく、町会全体として事業に参画している。

また、文化祭も婦人部の主体的な活動として昭和39年に開始され、継続的にではなく3～4回開催されたが、昭和58年に当時の公民館長の「婦人部の今のままの実績を基盤にしつつ、今後は町公民館の事業として発展させていくことがよいのではないか」という提案から、昭和59年度より町会の傘下の公民館事業となっている。

また、公民館活動が単なる親睦やカルチャーの学習の場ではなく、まちづくりに関わる学習や実践の場となっていることも、蟻ヶ崎西区の公民館の特徴である。例えば、健康や福祉に関する講演会や学習会、料理教室などの学習を行なう一方で、ふれあい室の運営への参画、世代間交流への取り組みなど、まちづくり、福祉づくりの実践活動を行なっている。

(3) コミュニティ福祉への取り組み

蟻ヶ崎西区町会のまちづくりは、地域における福祉への取り組みによって進められてきた。再開した婦人会活動は、昭和60年から町会の福祉づくりを開始し、当初はボランティアとしての活動であったが、弱者救済ではない、生活の質を高めるまちづくりとしての福祉への取り組みを続けてきた。平成3年に結成された福祉グループが町会の組織となり、この活動を契機に町会の活動の中核として福祉への取り組みが位置付けられてきた。現在は、福祉のまちづくり宣言を共通の理念として、福祉110番やふれあい室、友愛訪問、子育て支援「蟻ん子アント」など、高齢者から子どもまで含めた活動が行なわれている。また、防災部と福祉グループの連携などを通じて、平成8年から防災危機管理などにも取り組んでおり、これまでに大雪時の除雪などにおいて、高齢者世帯などを支援し成果を挙げている。

まちづくりとしての福祉の取り組みの中心となっている事業は、ふれあい室の活動である。ふれあい室は、新公民館設立と同時に、蟻ヶ崎西区町会の人々の親睦連帯をはかり、住み良いまちづくりに寄与することを目的に、毎週月曜日と木曜日の原則として、午後1時30分から3時30分まで開くもので、平成8年2月より開始された。開始にあたっては、民生児童委員、青少年補導員、日赤奉仕団、保健補導員、育成部、女性部、防災部、子育ての会、福祉協力員をもって構成される福祉グループ「蟻の会」の会員2名が輪番で世話役をつとめ、公民館の一階にて、町会活動や公民館のサークル活動と連携し、隣組の会合、地域の会合、雑談会、折り紙、将棋、手芸、唱歌、健康新体操、カラオケなどの親睦に利用するというものである。特に隣組毎の親睦を重視して、「向こう三軒、両隣」の絆を深めることを目指している。特に参加していない住民にとって、常に開いていることが安心感を生んでいることが重要である。

「『もしもし、今日はふれあいの日ですよ』と電話で誘うと『ハイ、今行きます』と、一人暮らしのAさんの元気な声が返ってくる。これは、木の香も新しい町の公民館で

毎週月曜日と木曜日に開かれているふれあい室へのお誘いのひとこま。三々五々集まってきた顔見知りの人たちで和やかな語らいのときが流れている」とあるように、ふれあい室は地域家族主義をめざす町づくり活動の一環である。

さらに、これまでの福祉の取り組みをさらに発展させ、有償の助け合いとして平成13年度において発足させたのが、「あ・うんの会」である。「あ・うんの会」は、「お互い困った時に、隣組内または隣組感で相互支援・助け合うのが本来の姿であるが、これを延長して町会で支援者と支援依頼者を気軽にコーディネートする有償の助け合い安心ネットワーク」として発足している。

支援内容は、基本的には、16項目で、①アメリカンシロヒトリ対策、②木の伐採、③物の移動、④雪かき、⑤簡単な大工仕事、⑥病院への送迎、⑦草取り、⑧子育て託児支援、⑨話し相手、⑩食事づくり、⑪布団干し、⑫買い物、⑬電気器具の修繕・工事、⑭病人の付き添い、洗濯、おむつ交換、⑮代書、⑯その他であり、あらかじめ登録した支援者・被支援者を事務局がコーディネートして支援活動を行なう。

特徴としては、第一に会長を町会長が、副会長を公民館長・副長町会長がつとめるなど、町会の活動として位置づけられていること、したがって活動には、民生委員や防災部など関連する町会の役員や部署の支援をえることができる、第二に、1時間300円とした有償のサービスであり、町会による有償の事業であること、第三に会員制をとっており、支援者も被支援者も自由な参加が保障され、しかも受ける側も支える側も同じ目線で対等な立場にたっている点である。

平成14年には、これまでの町内や近接する町会の痴呆性高齢者の共同生活施設であるグループホームを対象とした弁当作りによる、給食・配食事業を発展させ、コミュニティ・ビジネスとして展開する検討が開始され、福祉の取り組みが新たな段階に進みつつある。

3.3 蟻ヶ崎西区町会のまちづくりとコミュニティの再構築

蟻ヶ崎西区町会のまちづくりは、コミュニティの再構築を考える上で、重要な論点を提起している。すなわち、第一に、女性の参画が、誰もが参画できるコミュニティの「共生」を実現し、その過程で価値観が転換してきたこと、第二に、福祉を弱者救済として捉えず、生活の質を高めることとしたことで、コミュニティの中に生活の共通性を基盤とした共生のシステムが創出されたこと、第三に、女性の参画と公民館における学習を基盤としたことで、民主的な自治のシステムを確立したことである。

(1) 参画のバリアフリーとパラダイムの転換

蟻ヶ崎西区町会のまちづくりの特徴である女性の参画は、単に女性だけが参画するのではなく、一人ひとりが、男性、女性、高齢者、子どもという差異を超えて参画する「参画のバリアフリー」を実現していることに特徴がある。女性が参画する社会においては、単に女性がということではなく、誰もが参画するという「共生」する社会が実現される。この点について、山極完治は、女性が働く社会の到来は、欠かせぬ課題として社会的子育てシステムづくりが求められ、男性の企業中心の働き方を変え、役割を固定した男女の関係

を組み換え、特に女性たち自身が、母や妻の役割を超えた「新たな自己形成」に関心を寄せていると指摘した上で、年齢を超え、異世代にわたり、老若男女が混じり合い、互いを自立した個人として認め合うごくごく自然な「人間発の生活圏のかたち」が求められているとしている。⁶⁸⁾ このような、女性の参画だけではなく誰もが参画できるシステム、すなわち「参画のバリアフリー」は、コミュニティの「共生」を実現するプロセスとして有用である。

この参画のバリアフリーは、価値観を転換することもある。すなわち、女性が参画をすることは、従来の社会のシステムや価値観を転換していくことであり、単なる女性が参加するだけではなく、男性を含めて社会のあり方そのものを転換していくことである。例えば、大橋照枝は、日本が盲信してきた経済が豊かになればよいという、経済効率最優先、特にGDPを大きくすればよいという古いパラダイムは、男性的価値観、男性原理と深く結びついていると指摘し、オランダの社会心理学者ギアート・ホーフステッドによる男性化の社会規範を男性化指標の高低で比較し、日本が40カ国中第1位であることを踏まえ、「これは明治維新で、殖産興業の国策をとつて以来、日本は、男性原理、生産性、経済効率優先、経済成長第一主義のパラダイムの呪縛にとりつかれてきた」と指摘している。⁶⁹⁾ 同様に、中村尚司は、伝統的な「むら」から、基本的な社会関係を商品化したうえで、経済活動を共同的に担う主体として「会社」が戦後の日本を支配してきており、その「会社」から排除されてきたのが女性であると指摘している。すなわち、女性は生命的な再生産を直接的に引き受けているがゆえに、子どもを産まない法人間の競争では効率性が落ち、第一級の会社人間になることは難しく、第二級の会社人間になって補助的な仕事をするか、会社員の妻となって会社中心社会を会社の外から支えるかのいずれかをもとめられてきたのである。⁷⁰⁾

すなわち、女性が排除されてきた背景には、従来の社会システムが基盤とする経済効率や競争といった価値観があり、女性の参画はこのような価値観の変革を伴わなければ実現しないということである。したがって、大橋照枝は、男性原理、生産性、経済効率優先、中央集権偏重という旧パラダイムを動脈系と概念化する一方で、向かうべきパラダイムとして、女性原理、生活・再生産の論理、エコロジー、NPO/NGO=市民主権、地方分権という静脈系という概念を提起している。そしてこの2つのパラダイムは、第一に物事を論理的に明らかにしていくための便法であり、第二に一方が他方を克服するのではなく、双方が循環するものであり、従来動脈系が余りに強く、その弊害の極みにあるために、動脈系が極まれば静脈系にその場を譲り、動脈系に偏りすぎた振り子をいったん静脈系にパラダイム・シフトさせ、究極的に中立に位置で共生することを目指すとしている。これらを踏まえて、大橋照枝は、「明らかに今までの日本を方向づけてきた価値観（経済効率優先、経済成長への過度の信奉など）を大きくパラダイム・シフトさせることが不可避であるが、それが誰の目にも分かるように示され、一人一人の市民が信念と自信を持って、新しいパラダイムづくりに参加していく仕組みが今、必要になっている」と提起している。⁷¹⁾

(2) 地域の共生システムの創出

蟻ヶ崎西区町会において、福祉は生活の質の問題であると概念化されている。すなわち、生活の質は、単に物質的な充足や経済的な豊かさによって評価されるのではなく、人

間関係や環境などの、「心の豊かさ」などが尊重されるという価値観に基づいて評価されるものである。これは、価値観の転換であり、例えば川村匡由は、高度成長に伴う国民生活の向上や医療技術の進歩によって人生50年時代から80年時代に変化し、一方で「大きな政府」から「小さな政府」へ、行政主導から民活主導へと行政改革や年金、医療福祉の制度改革が実施されていることを背景にして、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」、競争から共生へ、人間疎外から人間尊重へというパラダイム転換を迫られていることを指摘している。⁷²⁾また、蟻ヶ崎西区町会において、ボランティアで行なってきたコミュニティ・センターを、有償の相互扶助システムとして再編したり、コミュニティ・ビジネスに取り組むことで、退職した高齢者や主婦、子育てに追われて家庭にとどまる若い母親などの働く場を創出し、地区の中に循環する経済システムを構築しようとしている。この点について、横田克己は、産業化社会においては経済的生産性を失った高齢者や年金生活者は社会的評価をされず放置され、見捨てられるが、老人が生存するかぎり、継続的に全存在を価値として保全していく地域コミュニティを形成することであり、それはコミュニティの生産のあり方を改革し、お金で買えない価値の拡大をはかる地域づくりを目指すことであると指摘している。⁷³⁾

蟻ヶ崎西区町会において、新しい福祉観としてのふれあいの町づくりは、まさに「共生」を基盤としたコミュニティの再構築であると考えられる。蟻ヶ崎西区町会は、福祉のまちづくり宣言に象徴されるように、福祉を「特別なもの」として捉えることなく、生活の質そのものであり、住民の暮らしそのものであることを明確に理念として提起し、福祉をよりコミュニティの創造そのものとして捉え、「地域の共生システム」として福祉に取り組んできた。

この点について、田村正勝は、女性や一部の者が犠牲的に負担を担うシステムとは異なる、自覚的な個人の連帯による非営利・非行政の「地域の共生システム」の創出を提起している。すなわち、家庭や地域社会の互助で行なわれてきた介護や福祉のサービスが、市場経済の進展によって地域の互助システムが崩壊し、家庭の核家族化によって、「福祉国家」によってこれを肩代わりしてきた歴史的な経緯を整理した上で、「今や福祉国家の限界、財政面からの限界とサービス提供の画一化の限界も明らかになったことから、これを市場に任せようという、アメリカ流の福祉の考え方さえ出てきている」ことを踏まえ、市場原理と福祉原理は本来的に相容れないことは明白であるとして、地域の共生システムの創造の必要性を指摘している。⁷⁴⁾

このような共生システムをより具体的に提起しているのが、「地縁大家族主義」であり、家庭の人間関係を地域に拡大するという発想に基づくものであるが、これは「親密圏」にも近い、家族のような関係性を主張するものであり、コミュニティにおける「共生」の実現をはかる上では、示唆に富む概念である。

(3) 女性の参画と学習による自治機能の確立

① 住民自治のシステム

蟻ヶ崎西区町会において、住民の参画による住民自治の質を確保するシステムとしてあげられるのが、定例常会での議論と情報の公開、そして実践活動を通じての意識化である。

第一に、定例常会を通じた民主的な課題の解決プロセスである。町会運営の中心である定例常会は、隣組長以上の役員で構成される生活課題を提起、集約し、解決を図る場である。そのプロセスは、住民自身から生活課題が具体的に提起され、地区会で集約し、それについて役員会で解決を検討するというボトムアップのプロセスである。すなわち、定例常会とともにに行なわれる隣組長と地区長による地区会においては、各地区長が中心となって、隣組長があらかじめ吸い上げておいた組内の生活に関わる諸問題を提起して、整理している。これらの諸問題は、役員会で検討して、早急に行政が解決すべきこと、すなわち「公助」、町会で行うべきこと、すなわち「共助」、住民一人一人が責任を持って自ら解決する、すなわち「自助」に分類され、公助は町会を通じて、行政に依頼し、共助は町会の活動で対処し、自助は各個人が解決することによって、問題の解決がはかられる。

第二に、上記の定例常会で話し合われた内容や細かい情報は、毎月広報「ありにしだより」を各戸に配布して情報を共有している。特に町会長の公的な活動や行動も経過も報告するなど情報の公開を重視している。さらに「蟻の会通信」「公民館特集号」「文化教育特集号」（随時）なども発行され、「町会長は権力の座や名誉職ではない、町のお母さん、おばあさん、よろず承り役。今まで男性社会のいいところ、そして"アレ"どうして?、と思うところもたくさん見えてきた。風通しのいい町、みんなの声で創る町…」と表現されるように、情報の共有が図られている。

そして第三に、これらのプロセスを通じて、様々な課題が住民の目に見える形で解決されていくことは、実際の問題解決のプロセスを通して、住民が主体的にまちづくりに関わり、意識を高めるということであり、実践を通じた住民自治の意識化となっている。

蟻ヶ崎西区町会においては、まちづくりの理念として、「住民が主役」が位置づけられている。すなわち、身近な地域社会を担う責任と義務を自覚し、住民が主役となって目指すことであり、住民自治とその意識を高めていくことであるが、この定例常会を通じた自治のシステムは、その重要な実践である。

② 女性の実践的な参画と民主的な参画システム

このような自治機能は、女性の実践的なまちづくりへの参画を通じて確立されたものである。すなわち、蟻ヶ崎西区町会においては、女性の活動や福祉の活動から出発してまちづくりそのものを男女共生の視点からとらえ、町会活動を中心として実践してきたが、その過程においてはコミュニティの持つ問題が顕在化させ、それを解決してきたという経緯がある。このことから、コミュニティに女性を参画させるという単にジェンダーの問題として捉えるのではなく、男性も女性も参画できる新しいコミュニティのあり方を提起していく必要性が指摘できる。これは民主主義の問題であり、男性優位の地域社会のあり方、行政主導のトップダウンの意思決定システム、福祉や子育ては弱者救済という概念などの問題として捉えることができる。

蟻ヶ崎西区町会において女性の参画は、地域づくりの弊害となる従来の社会の仕組みや慣習を少しずつ払拭し、地域を変えてきた。すなわち、町会の活動において、女性が実際に参画し様々なシステムを改革し、そしてその結果として住民の意識や価値観を変化させ、地域や社会の総体的でかつ基本的な原理を転換していった。女性の参画が、共生を阻害してきた旧来の地縁に捉われた仕組みや慣習を変革して、コミュニティにおける共生の実現へと結びついたと考えられる。

特に、民主的な町会運営システムを、男性社会に女性が参画する中から経験的に構築し、異なる個人が差異を認めつつ、コミュニティを形成していくために、様々な「参画システム」を提起してきたことは、コミュニティにおける「参画」をどのように実現するかという観点から注目すべき実践である。

地域における女性の活動は、しばしば性別分担の固定化に結びつくことがみられ、消費問題や子育て、福祉、環境などの分野において、これまで生活に関わる地域の活動を女性が中心となって展開してきたが、しばしば「お手伝い」や「安上がりのボランティア」などとなり、むしろジェンダーの視点から男女の役割の固定化となっていた。これに対して蟻ヶ崎西区町会は、地域づくりそのものに取り組む中で、男女の役割の固定化をむしろ解消し、1人の人としての地域へのかかわりを行なう活動を行なってきた。

すなわち、蟻ヶ崎西区町会では、女性の活動が単なる福祉のボランティアや奉仕活動としてとどまらなかった。例えば、1990年半ばに、蟻ヶ崎西区町会の福祉グループ・蟻の会に対して、松本市社会福祉協議会より、特定の個人に対するボランティアの要請があつたが、会の方向性と異なるとして、これを断ったことがあつた。このことは、蟻ヶ崎西区町会における活動が、社会福祉協議会などが基本とする「日本型福祉社会」への指向とは明らかに一線を画していたことを象徴している。すなわち、「福祉」という限定された分野のみに活動を展開するのではなく、より広い地域の創造そのものへ取り組んできたということである。

③ 学習活動と自治機能

蟻ヶ崎西区町会において、公民館を基盤に女性たちの活動が展開されていったが、この公民館の学習、すなわち社会教育による「参画」に関する意義として、理念を共有した合意形成としての学習活動を実践的に行なってきたことが指摘できる。

すなわち、第一に、公民館の活動によって、自分たちがどのような町を創造していくのかを学習し、その理念を共有してきたことは、理念を共有した合意形成のプロセスとして、公民館の学習が機能していたと指摘することができる。

例えば、まちづくりの理念として、住民に共有された「福祉のまちづくり宣言」は、調整し秩序づける基本的な共通原理として、コミュニティにおいて、調整・編集機能を秩序づけ、この共通原理によって、蟻ヶ崎西区町会においては、福祉を限定的に捉えないことで、より広いまちづくりへの参画へと発展し、コミュニティの「参画」が進展した。

また、第二に、学習によって、個の自立が図られていたことが、「参画」の前提としての、個の主体化に結びついたことが指摘できる。

そして、第三に、市民的公共性において、異なる多様性をコミュニケーションによって、調整・編集することが、求められるが、社会教育の学習は、一人ひとりの課題を学習と実践の中から、地域の課題に共有していくプロセスであり、まさにこの「異なる価値観を調整するシステム」として、調整・編集を行なう場として、公民館の学習と実践が位置づけられる。

市民的公共性を確立するためには、外部に開放され、個人が自立し、異なる価値観を調整するシステムが必要となるが、蟻ヶ崎西区町会の事例からは、そのシステムを人的な側面から構築してきたのが社会教育の取り組みであることが指摘できる。この点について、佐藤一子は、自治会や地縁集団などの地域共同体は、封建制を残存させる土壤であり、地

域社会の民主的発展を阻害し、生活の合理化、近代化に対して弊害になってきた、あるいは因習や家意識によって個々人の自立を妨げ、貧富の格差を固定化し、統治の末端機構に住民を組み込む上意下達のシステムとして政治的支配力を保持してきたと批判されていることを指摘した上で、しかし生活に共同性が崩壊してきた現状において、社会教育が地域課題に取り組むことを通じて共同性の絆を強め、地域社会を再建することが住民から求められていると指摘している。

特に、共同体の合意形成や共同事業は経済的な利害の対立や価値観の相違によって、住民相互の中に常に葛藤と協調の矛盾した関係が存在することなどを考えると、地域社会の将来をどう発展させるかという問題をそれぞれの関心に即して、学習し、認識することは、地域にねざす学びはそこに居住する全ての住民にとって知る権利の保障であるばかりではなく、生きること、すなわち生存するための権利保障であり、民主的な地域づくりの条件であるとして、地域やコミュニティに関する学習の必要性について指摘している。⁷⁵⁾

また、蟻ヶ崎西区町会の公民館活動は、第一に公民館の活動やサークルなどにおいて、人間関係や信頼関係が醸成され、住民相互に「親密圏」ともいるべき、地域を共有する関係性が生まれたこと、第二に公民館の活動が趣味やカルチャーに偏ることなく、地域における暮らしに関わる課題を学習や実践の中でとりあげたことから、「生活圏」を共有するという意識化を促したことによって、コミュニティにおける共生の実現に寄与したと考えられる。

4 結語

これまでの検討から、蟻ヶ崎西区町会のまちづくりは、本稿の問題意識として提起された、コミュニティの再構築に関する現代的な課題、すなわち第一に、「共生」の視点から、「親密圏」として概念化される新しいコミュニティの構築、第二に、「参画」からの視点から、社会へ参画する市民的公共性によるコミュニティの構築、第三に、「経済」の視点から、コミュニティを基盤にした新しい循環型経済の構築への取り組みであることが明らかになった。

すなわち、「共生」の視点からは、「親密圏」として概念化される新しいコミュニティが、第一に、生活圏の等身性を基盤とするコミュニティを意識すること、第二に、多様性を受容できる共生のシステムの創造、第三に、空間的な共通性としての関係性の構築というプロセスから形成されることが提起される。例えば、蟻ヶ崎西区町会によるまちづくりにおいては、「地域の共生」システムとしての福祉の共有化、すなわち「地縁大家族主義」という生活圏の意識化は、生活圏の等身性を基盤とするコミュニティを意識することであり、社会教育の学習を起点にまちづくりの中で、住民のコミュニティに対する意識を変革してきたと考えることができ、また、女性の参画は、参画のバリアフリーを実現し、より具体的に共生を阻む慣習を改革することで、多様性を受容できる共生のシステムを創造し、さらに、公民館や福祉の具体的、実践的な活動は、町会という範囲に生活を共有する、暮らしをともに営むという、空間的な共通性を醸成したと考えられる。

また参画の視点からは、第一に、個人の自立をはかり、主体化すること、第二に、コミュニティの中の多様性を受容し、さらにそれを生かすこと、第三に、その多様性や差異を

調整・編集する機能を確立することによって、社会へ参画する市民的公共性によるコミュニティが構築することが提起される。例えば、蟻ヶ崎西区町会によるまちづくりにおいて、女性の参画を一人の個人としての参画とすることや、学習による個の自立、コミュニティの課題の目に見える形での解決を通しての住民の意識化をはかること等を通じて、個人の自立をはかり、個人を主体化し、また、男女共同参画を通じた民主的な参画システムによって、コミュニティの中の多様性を受容し、それを生かし、さらに、ボトムアップ型の課題解決システムとしての定例常会、情報の公開・共有、理念の共有化や合意形成プロセスとしての学習等を通じて、その多様性や差異を調整・編集する機能を確立し、市民的公共性によるコミュニティを構築した。

さらに経済の視点からは、第一に、経済優先、「物の豊かさ」や効率の追求などのこれまでの価値観を転換し、生活や文化、環境、人間性の回復や「心の豊かさ」の追求などの新しい価値観を構築すること、第二に、「会社」主義や仕事優先、生産における男性優位主義などのこれまでの「働き方」や「生き方」を見直し、労働など生活スタイルを転換すること、第三に、コミュニティのニーズを自律的かつ持続的に解決する手段として、コミュニティ・ビジネスなどの、コミュニティにおける新しい経済的な活動を創造していくことによって、コミュニティを基盤にした新しい循環型経済を構築することが提起される。例えば、蟻ヶ崎西区町会によるまちづくりにおいて、新しい福祉観の提起や女性の参画による価値観の転換によって、経済優先、「物の豊かさ」や効率の追求などのこれまでの価値観から生活や文化、環境、人間性を回復するという新しい価値観へ転換を図り、コミュニティ・ケアの有償化や働く場づくり・コミュニティのニーズの解決・金で計れない価値の拡大などを意識したコミュニティ・ビジネスへの模索が始まっている。勿論、コミュニティにおける経済的機能をどう高めるという取り組みは、「共生」や「参画」における成果と比較すると、まだ模索の段階にあるといえる。しかし、蟻ヶ崎西区町会において、女性の参画は、着実に、社会経済的な価値観を変化させつつある。したがって、価値観の転換が図られつつある点で、蟻ヶ崎西区の取り組みは、「経済」の視点からも評価することができると考えられる。

コミュニティは、これまで政策的な意図の下で、しばしば「上から」の組織化が図られてきた。1970年代のコミュニティ政策をはじめとして、参加型福祉社会などにおいて、コミュニティは、住民が行政を補完する場として位置づけられ、さらに特に近年の財政的な逼迫から、コミュニティは、行政機能の一部を住民の自助努力によって肩代わりさせる場として期待されている。しかし、本来コミュニティは、住民が自治を行い、主体的に地域を形成していく場であり、「上から」のコミュニティの組織化に対して、「下から」のコミュニティの再構築が求められている。

松本市地区福祉ひろば事業によるコミュニティづくりの実践事例の分析⁷⁶⁾から、筆者は、「下から」のコミュニティの基本的な機能について、①自立した個人が連帯し、主体的にコミュニティを創造していくためのシステムとしての自治の機能、②個人とコミュニティ、コミュニティと社会を結びつけ、コミュニティの基盤を創出する学習の機能、③コミュニティの連帶の本質であり、コミュニティに個人が参画する直接の動機付けともなる生活の機能（生活の共同性）の3点を提起した。さらに、コミュニティの未来像として提起される、①住民自治の回復、②生活の場の再生、③新しい公共性の創出、④共生社会の

実現、⑤地域課題への取り組みが、この3つの機能の相互作用によって実現されるとともに、「公」＝「行政」、「共」＝「コミュニティ」や「共同体」、「私」＝「個人」というこれまでの「公」「共」「私」の関係性を転換し、「私」の個別課題を共有する、すなわち生活の場の再生を実現する「共」として、また、社会・地域の課題を生活の視点から共有する、すなわち新しい公共性の創出を具現化する「共」として、さらに物理的な生活の場だけではなく、共生の実現された「共」として、再構築されたコミュニティを概念化した。

このコミュニティの再構築モデルを踏まえて、3つの視点から分析した蟻ヶ崎西区町会によるまちづくりを検証すると、表4に示したように、第一に、生活の質をあげるという、新しい福祉観に象徴される「生活の共同性」、すなわち「生活機能」によって、個別の福祉課題を生活課題として読み換えたこと、第二に、その課題を社会教育を基盤とした「学習機能」によって、コミュニティの課題として共有するとともに、価値観の転換によって社会の課題を生活の視点から捉えなおし、新しい公共性を創出したこと、第三に、女性の参画によって創出された「自治機能」によって、生活課題を自律的に解決するとともに、地域の共生システムを実現していることが明らかになった。すなわち、「生活機能」「学習機能」「自治機能」の相互作用によって、「公助、共助、自助の歯車」と表現されるように、「公」「共」「私」の関係性を変化させ、コミュニティの未来像を具現化したと結論づけられる。

現在、国の推進する市町村合併によって、地域は動搖している。しかし、その多くは、財政的な要因からの行政の枠組みの拡大に終始し、本来市町村合併の前提であった地方分権や住民参画の進展は見られないのが現状である。しかし、合併の是非に関する議論の不足はともかくとして、合併によって市町村の行政的な枠組みが大きくなつた後の、住民の生活の基礎単位としてのコミュニティをどうするかという視点が欠けている。合併のよつて、市町村が大きくなればなるほど、住民に身近な生活圏を構築していくためには、行政サービスの受け皿という機能も含めたコミュニティのあり方が重要となってきている。このような現状を踏まえるならば、コミュニティのあり方に関してより詳細な分析と議論が必要となる。

5 謝辞

松本市や長野県においては、長年にわたり、様々な住民の主体的で、先駆的な活動が行なわれてきた。青年団運動、婦人会運動、農村青年学習運動、農村生活改善運動、町内公民館・自治公民館活動、学習活動、文化活動など、身近なコミュニティを基盤として、自立的で主体的な活動が、各地に展開され、現在に至っている。しかし、戦後の高度経済成長の中で、これらの活動は一時期ほどの勢いを失ってきたことも事実である。しかし、戦後の日本社会の機軸となってきた、経済システムや行政システムが、時代の転換点の中で、矛盾を露呈し、日本社会は、新しいパラダイムを描くことができず、苦悩の中にいる。そのような現代において、過去展開してきた住民による地域の地道な「下から」の活動をひとつひとつ丹念に拾い上げ、その再評価を行い、現代的な意義を明らかにしていく作業は、これから地域や社会を考えていく上で、重要な意義を持つと考えることがで

表4 蟻ヶ崎西区町会におけるコミュニティの再構築モデル

コミュニティの再構築の3つの視点	生活の機能（福祉への取り組み）	学習の機能（社会教育が基盤）	自治の機能（女性の参画）
共生からの視点 「親密圏」として概念化される新しいコミュニティの構築 ① 生活圏の等身性を基盤とするコミュニティを意識する多様性を受容できる共生のシステムの創造 ③ 空間的な共通性としての関係性を構築する	新しい福祉観としての「ふれあいのまちづくり」 地域の共生システムとしての福祉への取り組み 親密圏を目指す「地縁大家族主義」	暮らしの課題を見つめる学習サークルによる人間関係づくり	誰もが参画する自然な「人間発の生活圏のかたち」 従来の社会の仕組や慣習の変革
参画からの視点 社会へ参画する市民的公共性によるコミュニティの構築 ① 個人の自立と主体化 ② 多様性を受容しあがす ③ 調整・編集機能の確立	地域づくりへの取り組み	理念を共有した合意形成 個と個とが共同参画する 異なる価値観の調整 学習による個の自立	単なる働き手から主体的な参画へ 女性が参画して変革した民主的な町会運営システム・「住民が主役」 定例常会による民主的な課題解決 住民自治の意識化・情報の公開 男女の役割の固定化の解消 異なる個人が差異を認め協働
経済からの視点 コミュニティを基盤にした新しい循環型経済の構築 ① 経済的な価値観の転換 ② 労働など生活スタイルの転換 ③ コミュニティのニーズの自律的かつ持続的な解決	「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へのパラダイム変換 有償の相互扶助システムやコミュニケーション・ビジネスへの取り組み 会社に排除された女性が担い手		

きる。

これまで、筆者は、身近な等身大の地域やそこで繰り広げられる草の根の人々の営み、そして一人ひとりの人々の生き様に学び、それを記録し伝えることをおこなってきた。本稿も、そのひとつであり、ともに地域を考え、学び、実践を行なってきた地域の方々の存在なしには、本稿もありえない。特に、時には地域を見つめる視点の未熟さを叱咤し、あるいは、常に一步も二歩も先を行く先駆的であり、しかし長年の積み重ねにもとづく自然体の実践の中から、地域の創造、まちづくりの本質を、身を持って示して頂いた、蟻ヶ崎西区町会の福嶋昭子氏をはじめとする方々には、本稿を執筆する上で多大な協力と示唆を頂いたことを感謝するものである。また、コミュニティのあり方については、本学の同僚教員との議論及び、松本市における様々な活動、特に、公民館や福祉ひろば、NPOなどの実践活動の中で、様々な重要な示唆を得ることができた。

松本大学は、地域に開かれ、地域とともに学ぶ大学である。そのためには、学生が地域で学ぶことも重要であるが、教員・研究者も、地域の中で一人の主体者として、地域の創造に参画し、学習を行い、自ら実践することが必要である。今後も、様々な身近な地域の「財産」を見出し、磨いていきたいと考えるものである。

注) _____

- 1) 小笠原浩一「地域空洞化時代における行政とボランティア」中央法規出版、1996年、pp.225～226
- 2) 細内信孝「地域を元気にするコミュニティ・ビジネス」ぎょうせい、2001年、p.101
- 3) コミュニティという用語が一般化したのは、1969年9月の国民生活審議会による「コミュニティ～生活の場における人間性の回復」と1971年12月の中央福祉審議会による「コミュニティ形成と社会福祉」などに代表される政府のコミュニティ政策が打ち出されたことによる。このコミュニティ政策の考え方は、戦後日本の高度経済成長のひずみは地域共同体を崩壊させ、その崩壊過程でいろいろな生活上の問題を生み出してきたという認識に基づいて、コミュニティの形成が必要であるというものである。そしてその具体的な方策が、1971年4月の自治省のモデル・コミュニティ事業であり、小学校区を範囲として、コミュニティセンターの配置を通じた「地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活を営む」ことができるようなコミュニティ形成をめざしたのである。この事業は意図として、1960年代半ばからの住民運動への対抗策としている面も否定できないが、ともあれコミュニティ政策が地域の解体状況に対して何らかの対策を行なわなければならないという認識を示していることは、その後の地域社会への関心を高める役割を果たしたと指摘されている。しかしこれらのコミュニティ政策に対しては、政策的な意図の強い「上から」のコミュニティづくりであるという批判が強い。
- 4) 石川英輔・田中優子「大江戸ボランティア事情」講談社、1996年、pp.175～176
- 5) 前掲書、石川英輔・田中優子、1996年、p.184
- 6) 金子郁容・松岡正剛・下河辺淳「ボランタリー経済の誕生」実業之日本社、1998年、pp.119～133
- 7) 前掲書、金子郁容・松岡正剛・下河辺淳、1998年、pp.216～241
- 8) 細内信孝「コミュニティ・ビジネス」中央大学出版会、1999年、pp.149～152
- 9) 岩崎信彦編「町内会の研究」御茶ノ水書房、1989年、pp.8～11
- 10) 前掲書、小笠原浩一、1996年、p.55
- 11) 井上繁「共創のコミュニティ」同友館、2002年、p.2
- 12) 前掲書、井上繁、2002年、p.5～6
- 13) 白戸 洋「コミュニティの『再構築』の可能性と課題」松商短大論叢第50号、2001年、p.53
- 14) 安岡厚子「介護保険はNPOで～サポートハウス年輪の挑戦」ブックマン社、2001年、pp.139～141

- 15) 前掲書、細内信孝、2001年、pp. 62~63
- 16) 但し、この点については、高齢者の問題が地域コミュニティの中核となってきたことも考えると環境が変化していることに留意する必要があると考えられる
- 17) 大川新人「NPOの活用と実践」コミュニティ・ブックス、日本地域社会研究所、2001年、p.28
- 18) 経済企画庁編「平成12年度版国民経済白書」大蔵省印刷局、2001年、pp.I~V
- 19) 谷本寛治・田尾雅夫編「シリーズNPO④ NPOと事業」ミネルヴァ書房、2002年、pp.193~196
- 20) 林雄二郎・今田忠編「改訂 フィランソロピーの思想～NPOとボランティア」日本経済評論社、1999年、pp.275~278
- 21) 前掲書、石川英輔・田中優子、1996年、pp.5~7
- 22) 前掲書、石川英輔・田中優子、1996年、p.10
- 23) 前掲書、石川英輔・田中優子、1996年、p.12~13
- 24) 斎藤純一「公共性」岩波書店、2002年、pp.92~99
- 25) 前掲書、井上繁、2002年、p.3~5
- 26) 野尻武敏・山崎正和・ハンス・H・ミュンクナー・田村正勝・鳥越皓之「現代社会とボランティア」ミネルヴァ書房、2001年、pp.149~150
ボランタリーセクター確立のための基盤としてのコミュニティについてどのような可能性があるのか模索段階という現状の認識を前提に、①規模（地域的拡がり）の問題、②地域自治会から始めるべきなのか、新しい協議会形式をとるべきかなどのコミュニティ組織の重層性の問題、③意思決定の問題、④リーダーシップと権力集中の問題、⑤行政との関連のつけ方の問題を課題としてあげている。特に、意思決定の問題については、全員一致でもない、過半数でもない「盛り上がり」の中で決めていくという方法と、民主主義的な手法ではないリーダーシップを発揮する「市民的専門性」を実践的意味において注目している。
- 27) 澤登信子・細内信孝・田中尚輝監修細内信孝他著「少子高齢社会を支える市民起業」ラジオたんぱ、1999年、pp.102~105
- 28) 前掲書、野尻武敏・山崎正和・ハンス・H・ミュンクナー・田村正勝・鳥越皓之、2001年、pp.200~202
- 29) 伊藤周平「社会福祉における利用者参加」社会保障研究所編「社会福祉における市民参加」東京大学出版会、1996年、p.44
- 30) 前掲書、伊藤周平、1996年、p.46
- 31) 前掲書、伊藤周平、1996年、pp. 46~49
- 32) 前掲書、斎藤純一、2002年、pp.84~87
- 33) 前掲書、伊藤周平、1996年、pp.52~55
- 34) 「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト編「参加型福祉社会を拓く」風土社、2000年、pp.82~87
- 35) 園田恭一「地域福祉とコミュニティ」有信堂、1999年、pp.141~146
- 36) 前掲書、斎藤純一、2002年、pp.21~24
- 37) 前掲書、小笠原浩一、1996年、pp.221~223
- 38) 入江幸男『ボランティアと公共性』、国際ボランティア学会「ボランティア学研究」Vol.1 2001年、p.38
- 39) 前掲書、野尻武敏・山崎正和・ハンス・H・ミュンクナー・田村正勝・鳥越皓之、2001年、pp.117~118
- 40) 前掲書、入江幸男、2001年、pp.38~39
- 41) 前掲書、斎藤純一、2002年、pp.2~4
- 42) 前掲書、斎藤純一、2002年、pp.5~7
- 43) 辻信一「スロー・イズ・ビューティフル～遅さとしての文化」平凡社、2001年、pp.188~191
- 44) 中村尚司「地域自立の経済学」日本評論社、1993年、pp. 101~107
- 45) 前掲書、「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト、2000年、pp.116~117
- 46) 前掲書、「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト、2000年、pp.106~115

- 47) 前掲書、「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト、2000年、p.6
- 48) 前掲書、細内信孝、1999年、pp. 93~101
- 49) 前掲書、「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト、2000年、pp.106~115
- 50) 横田克巳「愚かな国の中やかな市民～女性たちが拓いた多様な挑戦」本の木、2002年、pp.98~100
- 51) 前掲書、「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト、2000年、pp.117~119
- 52) 前掲書、横田克巳、2002年、p.185
- 53) 細内信孝は、1994年から「コミュニティ・ビジネス」という用語を和製英語として使い始めた。
(細内信孝編著「地域を元気にするコミュニティ・ビジネス」ぎょうせい、2001年、p. 2)
- 54) 前掲書、細内信孝、1999年、pp.15~22
- 55) 前掲書、細内信孝、1999年、pp.28~29
- 56) 前掲書、林雄二郎・今田忠編、1999年、pp.258~259
- 57) 前掲書、細内信孝、2001年、p.38
- 58) 山田晴義「市民協働のまちづくり」本の森、2002年、pp.17~21
山田晴義は、コミュニティ・ビジネスが間違って解釈されやすいことから、コミュニティ事業として自ら定義している。具体的には、①共財の提供を目的とする活動であっても民間の活動組織が経営的に成り立っているのならば、コミュニティ事業となる、②事業組織の構成員と事業範囲については、集落、住区などのコミュニティを基本としながらも、地域に主体性があれば必要に応じて超える、③構成員と組織責任者の関係は多様であるが、雇用者と被雇用者に隸属性的な関係がない、④地域への還元の内容は、地域における雇用の拡大、地域産業の活性化、地域住民の精神的な活性化、その他コミュニティ力の拡大に結びつく活動で、余剰の利益は再生産のコスト以外は、このような活動に還元される、⑤行政や企業に支援を受けていても、それらの組織に支配され、あるいは隸属性になるのではなく、自立して事業を展開することを目標としていれば、コミュニティ事業の範疇に含まれる、⑥組織形態については、NPO、組合、株式会社、有限会社、任意団体を含むとしている
- 59) 前掲書、山田晴義、2002年、pp.17~21
- 60) 前掲書、林雄二郎・今田忠編、1999年、pp.259
- 61) 前掲書、細内信孝、1999年、pp. 149~152
- 62) 前掲書、細内信孝、1999年、pp. 79~81
- 63) 前掲書、林雄二郎・今田忠編、1999年、pp.259
- 64) 前掲書、細内信孝、1999年、pp.54~60
- 65) 前掲書、細内信孝、1999年、pp.15~22
- 66) 前掲書、細内信孝、1999年、pp. 60~63
- 67) 蟻ヶ崎西区町長福嶋昭子氏へのインタビューや様々な場での発表、発言など、蟻ヶ崎西区町会「町の歴史を辿る」2001年及び町会だより「ありにし」などによる
- 68) 前掲書、澤登信子・細内信孝・田中尚輝監修細内信孝他、1999年、pp.95~96
- 69) 大橋照枝「静脈系社会の設計」有斐閣、2000年、pp.8~17
- 70) 前掲書、中村尚司、1993年、pp. 187~191
- 71) 前掲書、大橋照枝、2000年、pp.8~17
- 72) 川村匡由「新・介護保険総点検」ミネルヴァ書房、2000年、pp.290~291
- 73) 前掲書、「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト編、2000年、pp.82~87
- 74) 前掲書、野尻武敏・山崎正和・ハンス・H・ミュンクナー・田村正勝・鳥越皓之、2001年、pp.125~126
- 75) 佐藤一子「生涯学習と社会参加～おとなが学ぶことの意味」東京大学出版会、1998年、pp.158~159
- 76) 前掲書、白戸洋、2001年、pp.81~87